

第百五十六回国
会
参議院
国土交通委員会
會議録第十八号

平成十五年六月五日(木曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

六月三日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

谷林 正昭君

森本 晃司君

鶴岡 洋君

六月四日

辞任

池口 修次君

補欠選任

若林 秀樹君

鶴岡 洋君

森本 晃司君

六月五日

辞任

市田 忠義君

補欠選任

大沢 辰美君

出席者は左のとおり。

理事

委員長

藤井 俊男君

鈴木 政二君

脇 雅史君

山下八洲夫君

森本 晃司君

大江 康弘君

岩城 光英君

木村 仁君

香掛 哲男君

斉藤 滋宣君

田村 公平君

鶴保 庸介君

野上浩太郎君

松谷蒼一郎君

国務大臣

国土交通大臣

副大臣

国土交通副大臣

国土交通副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局行政委託型公益法人等改革推進室長

総務大臣官房審議官

国土交通大臣官房長

国土交通省総合政策局長

国土交通省鉄道局長

国土交通省海事局長

吉田 博美君

吉村剛太郎君

池口 修次君

北澤 俊美君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

統 訓弘君

大沢 辰美君

富樫 練三君

扇 千景君

中馬 弘毅君

吉村剛太郎君

岩城 光英君

鶴保 庸介君

杉谷 洸大君

小山 裕君

衛藤 英達君

安富 正文君

三沢 真君

石川 裕己君

徳留 健二君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○独立行政法人都市再生機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤井俊男君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として谷林正昭君が選任されました。

また、昨日、池口修次君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君が選任されました。

○委員長(藤井俊男君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井俊男君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に森本晃司君を指名いたします。

○委員長(藤井俊男君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官兼行政改革推進事務局行政委託型公益法人等改革推進室長小山裕君、総務大臣官房審議官衛藤英達君、国土交通大臣官房長安富正文君、国土交通省総合政策局長三沢真君、国土交通省鉄道局長石川裕己君及び国土交通省海事局長徳留健二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤井俊男君) 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤雄平君 佐藤雄平でございます。

本来でありますと、素直にこの法案の質疑に入りましたかたんですけれども、たまたま昨日、法案の質問取りに国土交通省の職員の方が来ておりまして、そして登録業者に対して検査、査定、公正公開にやろうと、しかもこの法案の中にも冒頭書いてあるのが、いわゆる不祥事なんか起こさないようなためのその法案もきちっと入っているというふうな中で、終わってから夕刊を見ましたら、何と陸運検査員ら逮捕と。本当に、今、この大事な、民間に任そうという私は非常にいいこれは法律案だと思つて、すばらしいことだと思つておりましたら、このような不祥事が起きた。

政治も行政も、今国民の皆さんに対しての信頼をいかに得るか、どんな立派な私は法律にしても、国民の信頼がなければ立派な制度になつていかないと。今、時、事態の委員会も、特別委員会やっております。国民の生命、財産を守ることについて国民保護法がいかに大事であるかという

ふうなことを議論している中で、やっぱり行政が国の一つの規律、規範となるわけですから、その者がそういうふうな不祥事を起こしたことはもう本心に義憤と残念でしようがないと思いますし、また、これはよくその記事を見て、また今の法案等を見てみますと、監督する立場にいる、この法案でもやっぱり監督するのは、国土交通省が登録を受けてその監督しなきゃいけない立場なわけですから、監督する者が不祥事を起こしては、これはもう全く国民の不信を助長するだけで、こんな法案、場合によっては必要ないと言われるかも分かりません。

私自身は、ある意味では役人を最も信頼している国会議員の一人かも知れませんが、全くこの不祥事について残念至極であります。この法を施行するに当たっても、やっぱり役所の中で公正公平を旨としながら法律を遂行するについて、まず大臣の御所見と、それからその前にこの事実経過、これについてひとつ御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(岡千景君) おはようございます。

今、佐藤議員からいろいろ御指摘をいただきましたけれども、現実的には、六月の四日でございますけれども、午前九時十分、残念ながら、警視庁の大井警察署によって、関東の運輸局、そして神奈川の運輸支局、整備課専門官の高橋という者ですけれども、もうこれマスコミに名前が出ておりますのであえて氏名を申し上げますけれども、その一名と、神奈川県の車検代行業者の会社、その会社の代表取締役であります堂塾という者が逮捕されました。

平成十二年、十三年、この間において、自動車排ガス検査の成績表の提出がないにもかかわらず車検を合格させたという事実が判明しております。情けない話なんですけれども、実は昨年ですけれども、これは平成十一年の四月から十四年の六月までに九百九十台、これが検査の職員が関与したということで、全国で百九十四人の検査員がこれに関与していたということで、自動車台が合

格処分。結局、検査に通らないものを九百九十台通していたということで、これを警察と連携を強化して、私も、そのときに処分をしたということで、私、品川へ見に参りました。

どうしてこういうことが起こるのかということですが品川の車検場を、私が昨年六月に現場を見に行きまして、そのときに、いかにも車検代理業者、しかも眼鏡を、黒眼鏡を掛けて、私は一瞬それらしき人かなと思って、脅かされているのかなと思つて現場を見たんですけれども、いわゆる車に見えないようなスクリーンを張つたもの、それから車検代行業者が書類を出して、本人が来ていまいせんから、代行業者ですから、その人たちが一対一で調べていると、例えば脅かされそうだなという雰囲気もあるんですね。ですから、私は、全部カメラを付けなさい、そして脅かされたら事務局はそれを録音しなさい、そして警察に言いなさいということ、私は現場を指導し、今後もうこういうことが二度とあつてはならないということ、昨年、現場行つてしたわけです。

それと、ユーザー側からいいますと、車検を受ける場、そこで申請をして、次の税金の払込みの証明をまたもらいに行くという、これ窓口が、行つたり来たりしなければ一般の人は車検証明がもらえないということで、代行業者にどうしても時間がなから頼むというふうなこともあるので、これも一か所できなかつた。それこそワンストップサービスを本省やつていくわけですから、一か所へ行けばナンバープレートの登録証をもらい、納税証明書をもらえということにしたらどうだということ、これは一元化することにもしましたけれども。

ただ、先ほど、今、佐藤議員が言われたように、この残念な事例が、私が見に行った以前のことに、これは、こういう雰囲気があるというところで、逮捕者を出したことに、私は誠に遺憾な話で、厳罰に、私は、事実とすれば、なおかつ今の段階ではまだ、検査に通る書類がそろつ

ていない、また書類がそろえないのに通してしまつたということだけなのか、あるいはその裏に何かがかつていて、まだこの内容に関しては今の段階では私の手元に情報が入つてきておりませんけれども、これはこれから司直の手できちんと明快にされることだと思いますけれども、残念ながら、省の職員であるという立場でこういうことが起こつたことには誠に残念至極です、今後我々はこのことのないように全部の自動車交通局で再度この再発防止策を徹底して指示をいたしまして、対外的には局長のコメントを既に一昨日発したところで、本当に私は遺憾な事件だと。

けれども、逆に、そういう脅かされるような体制の設置方法であるということ自体も根本に直してあげないと、現場は現場でやっぱり苦しい立場もあつて、人間ですから、脅かされたということもありますので、それを私たちは防止したいと思つております。

○佐藤雄平君 大臣、私の言いたいことは、監督する側が不祥事を起こすというのは、これはもう言語道断なんです。

ですから、今度の法律案があります。全部で十二法律案ある。それが今までの委託型公益法人から登録型になります。私は、この事件が、正否はこれからでしょう。しかしながら、一番危惧することは、監督する者がいろいろな登録業者に任せること、監督する者の個人の判断というものが非常に差配することになつちゃう。そうすると、こういうふうな事件がまた起きないとも限らない。ですから、私は、この法案を眺めている中で、これは規制緩和と規制強化という、これめり張りがある意味ではないところがあるんです。人の生命それから安全、これに関するものはむしろ国土交通省本体がやつた方がいいところが一杯ある。それが今度逆に、いわゆる規制緩和とか改革というふうな名前の中で、非常に緩和される中で、私はそういうふうな温床が非常にできる可能性があるということ、危惧するところがあります。これ

は、全法案の私の感じたところ。それでは本論に入りますけれども、この行政委託型公益法人、これ今まで現存するわけですね。今私が言つたように、本来なら国土交通省、旧運輸省それから建設省がしなきゃいけないところを、なぜこの委託型行政法人にさせるようになったのか、この経緯。それは仕事が一掃増えたからとか何かという話になるんでしょうけれども、そのような私は、今日の、さっきの検査員のような状況が起る温床を作つてしまつて原因もここに、あるんじゃないかと思ひますけれども、この件について、どういうふうな背景から委託型の公益法人の制度がいつできて、どういうふうな経過になつていくのか、まずその御所見を、御説明を願いたい。

○政府参考人(安富正文君) 今の御質問でございますが、公益法人に検査、検定等の事務を委託するに至つた経緯につきましては、今回出ております各法人につきましても実際の時期としては非常にばらばらでございます。

古くでいいますと、船舶検査については昭和八年、戦前から指定法人制度といつたものがございします。それから、そのほかのいろいろな、例えば船舶検査、あるいはいろいろな測量関係の専門教育とか国際観光ホテルの問題とか、昭和二十年代あるいは三十年代、それぞれそういう形で指定法人制度になつたものがございします。また、近年では、昭和五十八年の第二次臨時行政調査会の最終答申におきまして、検査、検定、講習等の事務については、いわゆる積極的に指定法人に委託を図るべきだという答申もなされたことも事実でございます。

そういう形で、例えば海洋汚染防止法に基づく海洋汚染防止設備の検査につきましては、条約改正に伴つて検査制度が昭和五十八年に導入されたわけですが、この検査制度の導入に伴せて同検査を指定法人に委託するという、いわゆる指定法人制度が導入されました。そういう形で、いずれにしろ、これらの指定法

ことになるわけですか。それと同時に、今までの委託の公益法人の要員、人事、これは相当また再就職、あえて天下りとは言わないけれども、再就職している人がいると思いますけれども、これらの陣容というのはそのままになっていくんですか、どこかでチェックするとか、そういうふうなことはございませんか。ちよつとお伺いします。

○政府参考人(徳留健二君) お答えいたします。

今回の改正案におきましては、一定の要件、先ほど申し上げました一定の要件を備えた者であれば、国土交通大臣は公益法人あるいは営利法人にかかわらず登録しなければならないこととなっております。

したがって、現行の公益法人につきましては、改めて登録の申請が出され、そして登録の要件を満たすということであれば、これは登録法人になるということでございます。

なお、今回の改正案におきましては、経過措置として、検査、検定等の受検者に不便のないよう、六か月間、一定の期間、六か月間というものでございますが、一定の経過期間を設けて、現在の事務事業を引き続き実施できる、一定の期間を限って、経過措置としてそういう事業を行ってほしいと、こういうことになっております。

それから、二点目の御質問でございますが、今回の法案はいわゆる登録制度に変えるということでございます、一定の要件を満たす者を登録をする、こういう制度でございます、公益法人の人事のことについては直接はちよつと関係はございません。

○佐藤雄平君 質問が前後しますけれども、となると、現実問題として局長、審議官だけ局長だつて、新規参入、本当に入ってくると思う、思っています。それは法律的には、だから佐藤雄平も谷林も両方やってもいいよというものの、現実問題として知見がないでしょう、車にしても船にしても、

だから、そうなつてくると、何か結局はこの

マーケット、これからまた国土交通省でどんなどんな法律一杯作つて、検査、検定をする要素を一杯作つて、それでずつとマーケットを広げていくというのなら新規参入する業界通の法人が一杯出てくると思うけれども、現実問題としては、そうはもう、いろんな法案作つて、その次の免許、検定というふうなことになると思うんです。

現実問題、本当に新規参入の枠、建前論はいいけれども、狭まってる、条件的に、これクリアしながら入っていくというのは狭いと思うんですけれども、どれぐらいの、仮に来年の三月から施行されたときにどれぐらい新規参入があるという見込みを持っていますか。

○政府参考人(徳留健二君) お答え申し上げます。なかなか難しい御質問でございます。今、事務事業の見込みといえますか、これもそれぞれの事務事業によりまして、社会的な情勢あるいは景気の変動等によりましていろいろ影響を受けておるということで、この事務事業の見通しをまず申し上げることはなかなか難しいなということでございます。

その次に、新規参入ということでございますが、先ほど申し上げましたように、いわゆる公益の指定法人制度というものを改めて、そういう意味では一定の要件を満たす者はどなたでも参入できる、参入を容易にすると、こういうものでございいます。しかるに、じゃ実際にどれだけ参入する者がいるのかということにつきましては、誠に申し上げておられないというところでございまして、

○佐藤雄平君 少なくとも民間の登録業界が参入できるというふうなことがあるとすれば、私は料金の問題だと思ふんですね。これもまた本当にいろんな規制の中で、不祥事を起こさないようにとか、設備をこれだけしなきゃいけないというふうなことになる、なかなか料金競争にもならない

かと思うけれども、しかしある意味では民間が努力をして料金では勝てるかも分らぬということが一ツ唯一の救いかな、参入できる要件かなと思うんですけれども、この料金についての体系というのはいくつかあるわけですね。これが登録に移行したときに、既存のこの公益法人についての今までの優遇措置というものはどのようになっていく

かと思うけれども、しかしある意味では民間が努力をして料金では勝てるかも分らぬということが一ツ唯一の救いかな、参入できる要件かなと思うんですけれども、この料金についての体系というのはいくつかあるわけですね。これが登録に移行したときに、既存のこの公益法人についての今までの優遇措置というものはどのようになっていく

かと思うけれども、しかしある意味では民間が努力をして料金では勝てるかも分らぬということが一ツ唯一の救いかな、参入できる要件かなと思うんですけれども、この料金についての体系というのはいくつかあるわけですね。これが登録に移行したときに、既存のこの公益法人についての今までの優遇措置というものはどのようになっていく

かと思うけれども、しかしある意味では民間が努力をして料金では勝てるかも分らぬということが一ツ唯一の救いかな、参入できる要件かなと思うんですけれども、この料金についての体系というのはいくつかあるわけですね。これが登録に移行したときに、既存のこの公益法人についての今までの優遇措置というものはどのようになっていく

登録制移行後における料金でございますが、先ほど申し上げましたように、一定の要件を満たす者は登録を受けられるということでございます。

また、料金につきましては、登録を受けた機関が自ら設定をすることができるということになっておるところでございます。従来は政省令とかあるいは認可というふうなことで、ある意味ではコスト主義といえますが、そういうことで設定をされたおった嫌いがございしますが、今後は民間の創意工夫によりまして競争をしながらコスト削減の努力をしていくということで、ニーズに応じた料金の設定等が自由にできるということになりました。

○佐藤雄平君 あれですかね、今までの公益法人の料金設定というのは国交省が決めておられたんですかね。

○政府参考人(徳留健二君) いろいろございしますが、先ほど申し上げました、一つの政省令で一律に決めている場合もございしますし、あるいは認可という形で指定法人からの料金を認可しているとか、こういうものもございしますが、考え方としては、先ほど申し上げましたように、実費弁償主義といえますが、人件費あるいは旅費、そういったコストを積み重ねた形でそういう旅費が算定をされてきたというのは事実でございます。

○佐藤雄平君 そこで、今度民間が入る際に自由競争になる。今までの委託型公益法人の中にはいわゆる補助金、税制等の優遇措置をいただいているところもあるわけですね。これが登録に移行したときに、既存のこの公益法人についての今までの優遇措置というものはどのようになっていく

かと思うけれども、しかしある意味では民間が努力をして料金では勝てるかも分らぬということが一ツ唯一の救いかな、参入できる要件かなと思うんですけれども、この料金についての体系というのはいくつかあるわけですね。これが登録に移行したときに、既存のこの公益法人についての今までの優遇措置というものはどのようになっていく

かと思うけれども、しかしある意味では民間が努力をして料金では勝てるかも分らぬということが一ツ唯一の救いかな、参入できる要件かなと思うんですけれども、この料金についての体系というのはいくつかあるわけですね。これが登録に移行したときに、既存のこの公益法人についての今までの優遇措置というものはどのようになっていく

ですか。

○政府参考人(徳留健二君) お答え申し上げます。補助金等の問題につきましては、今、公益法人の改革、抜本改革という中で議論をされているというふうな理解をしております。

○政府参考人(小山裕君) お答え申し上げます。

民法三十四条に基づきます公益法人制度の関係につきましては、昨年三月の閣議決定に基づきまして、現在、税制等の関連制度を含めた抜本的かつ体系的な見直しに向けた検討を行っているところでございます。

現行制度におきましては公益法人に対して税等の一定の優遇措置が講ぜられているところでございしますけれども、今後の新たな制度において公益性、社会貢献性といったものを有する場合の取扱、これについてもこの改革の主要な課題の一つというふうな考えております。

具体的な検討はこれからでございますけれども、今後の検討におきましては、委員御指摘の営利法人との公正な競争という観点についても考慮しながら、現行制度に指摘される様々な問題に適切に対処し得るような法人制度の構築に向けて努力をいたしたいと、そのように考えております。

○佐藤雄平君 行革本部、公正な競争にならないでしょう、じゃ。これから考えるって、そんなの当たり前の話じゃないですかね。片方が百メートル競走で五十メートル走っているところに、これからスタートするっていうのはとても公平な競争にならない。こんな補助金とか税制上の優遇措置、一般の法人はみんなそれぞれ補助金もないわけだし、税制上の優遇措置もないんだもの。こんな公正にならないと思う。どう思います、あなたの私見でいいわ。

○政府参考人(小山裕君) 税の関係、私も専門ではございませけれども、御指摘のように、営利法人の場合、それから公益法人の場合、いわゆる収益事業の税率が異なっているということからいろいろ問題があるのではないかと。特

かと思うけれども、しかしある意味では民間が努力をして料金では勝てるかも分らぬということが一ツ唯一の救いかな、参入できる要件かなと思うんですけれども、この料金についての体系というのはいくつかあるわけですね。これが登録に移行したときに、既存のこの公益法人についての今までの優遇措置というものはどのようになっていく

に、同じような事業をやっている場合に、公益法人の方が軽減税率を適用されている、あるいはその中には実際にはもう公益性というものに乏しいようなものもあるのではないかなどいろいろ議論がございます。

したがって、現在様々な観点から改革を進めようとしているわけでございまして、先生御指摘のような問題点も我々としては大きなものというふうには理解しておるところでございますので、それを踏まえて議論をしていきたいというふうと考えております。

○佐藤雄平君 これはあれでしょう、今度の公益法人の改革というのは、単に国交省だけじゃなくて、ほかでもやっているわけでしよう。それで、行革本部がみんなそんなふうな感じで、私はこの問題なんというのほうも二つ返事だと、当たり前な話だと思ふんですけども、民間と競争しろといったときに、公益法人と民間が競争したら民間が負けるのは当たり前ですよ、そんなの。大臣、そう思いませんか。大臣のちよつと御所見、願いた

いんですが。

○国務大臣(扇千景君) 今、佐藤議員がおっしゃいましたように、公益法人という看板を出しているながら、どこまでが公益で、公益法人なのに、営利を目的としないということなのに営利に走っているのではないかということの民間とのバランスが今は、あるいは規定がいまいちになっていて、部分もあるんじゃないか、公益だけれども営利をやっているんじゃないかというふうなことも含めて、今回はあらゆるものを見直そうということですから、より公益の、公益性だけに絞って、民間の活力を生かそうということですから、その辺のところは今しばらく改革する時期であるということとは佐藤議員も御存じのとおりで、我々も今それに着手しているの、今までの優遇措置、それをどこまでどうするかというところは、私は、行革本部によってきちんと私は定められるべきだろうと思つていますし、公益が公益でないというその部分はやっぱり民間に開放して、ある程度競争し

て、そして公益は公益に供するという、公益という字の重みというものを私は絞っていくべきだと思つていますので、そういう意味の改革の大きな原点だと思つています。

○佐藤雄平君 公益法人も登録機関、民間も登録機関。公益法人だけが公益だ。検査、検定、そういうのも民間もやるんだ、これもある意味では国の代行みたくやるわけです。ある意味では公益性を私はもう十分含んでいると思ふんです。その中のやっぱ競争というふうなことになったときにハンディキャップあつたんなら、民間参入するという建前論だけであつて、私はもう残念ながら、三年後、五年後の実態を見たいと思ひますけれども、何となく警鐘を促しておきたいなど、そんな思ひをしております。

次に、今回の実施計画の中では、国土交通省所管で約七十七の事務事業について具体的な措置がなされていると聞いておりますけれども、本法案では幾つの事務事業が措置されようとしているのか、これについて御答弁願ひたいと思ひます。

○政府参考人(安富正文君) 平成十四年の三月に閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画、この中で、先生今おっしゃいましたように、委託等を受けて行っている検査、検定等の事務事業の見直しについては七十七、うちの関係でございまして、これは平成十七年度末までのできる限り早い時期に実施するものとなっております。そのうち、法律改正を要するものについては原則として十五年度中に実施すること、現在出しておりますこの法案に基づきまず船舶検査等の事務事業の見直し、今年度中に法律改正を必要とするものについては、合計三十の事務事業について一括して所要の改正を行うというところで本法案を出しているものでございます。

○佐藤雄平君 そうすると、あと残つたものは、十五年度中に実施することとなっているものの中で残つたものはどう処理しているんですか。

○政府参考人(安富正文君) 先ほど申しましたように、法律の改正を伴うものについて三十事業と

いうことでございまして、残りにつきましては、ほとんど法律案で措置しなくても、政省令の改正等で措置が可能だということで、現在その作業等も進めているものでございます。

ただ、法律改正が必要なものも一部ございまして、これにつきまして、例えば住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づきます住宅性能評価、これについては今回法律入れておりませんけれども、これにつきましては平成十七年度中に登録機関において実施するというのが改革実施計画に決められておりまして、これにつきましては関係者との調整を踏まえて、今後、十七年度中に措置していきたいというふうな考えております。

いずれにしても、先ほど申しました政省令等も含めまして、残された事務事業の見直しにつきましては平成十七年度末までのできる限り早い時期に行うということで作業を進めているところでございます。

○佐藤雄平君 この法の施行が来年の三月ということになるわけですね。となつてくると、新規登録の皆さんも、頑張ろうという人に広報をしなきゃいけないと思ふんですけども、この広報等についてはどのようなスケジュールの中で宣伝していくのか。

○政府参考人(安富正文君) 今回の法律では、従来、公益法人等に限定されていた検査、講習等につきまして一定の要件を備えるということで、株式会社も含めまして広く門戸を開放するものでございまして、特に今回の法律で特徴的でございますが、従来、政省令とか通達等で細かい要件を定めるということが多かったわけでございますが、今回の法律におきましては、これらの検査、講習等についての一定の要件、この要件につきまして法律に細かく明示しております。例えば、救命等の船舶の設備の検定等につきましては、具体的に寸法計測装置であるとかいろいろな質量計、圧力計といったような計器類の二十九種類の検査機器を有するといったような形できめ細かな明示的な条件になつておりまして、これらの法律に明示され

た条件を備えれば、国土交通大臣の登録を受けてその検定を行うことが可能になってまいります。そういう形で、法律上もそういう形にしておるわけでございますが、さらに、我々としては、これらの新規参入が予定される者等に対して、国土交通省のホームページあるいは政府広報を通じて広報というものをやっていきたいと思ひますし、また、ある程度検査や講習等に関係する先、利用者とか関係業者等もございまして、そういうところへの説明等を通じて広く理解を求めていきたいというふうな考えております。

○佐藤雄平君 一部の、一つの流れ、それだけで周知するような形じゃなくて、もう本当に万般にわたつて周知できるような広報を是非お願いしておきたいと思ひます。

次に、行革本部に先ほど連動した話、ちよつと後になりましたけれども、転職、いわゆる天下りとか、この公益法人の設立、それから公益法人の中でのいわゆる天下りの方の三分の一ということをお決めになつておりますですね。これの一つの根拠、だから、これはもう取り方によつたら、三分の一だからというふうなことになるけれども、また逆に三分の一まではいんだという取り方になる可能性もあると思ふんですけども、この辺の根拠というのはどういうふうなことなのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(衛藤英達君) 委員御指摘の公益法人の設立許可、指導監督基準でございまして、基準上、理事のうち同一の親族、特定の企業との関係者、それから、今、先生御指摘の所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の三分の一以下とすること、これが閣議決定で決められて、我々、通常三分の一ルールと言つております。

この指導監督基準の観点でございまして、いわゆる天下り規制といひますか、規制の観点で定められたものではございせん。言わば公益法人の公正、適正性の確保、業務運営の適正性を確保するという観点で先ほどの三分の一ルールといひま

すか、特定のグループが理事会の意思決定を左右するよう大きな大きさになつちやいかぬということでは三分のルールは決まっております。公務員の関係で申し上げますと、公益法人がその所管官庁と一体となつて活動すれば実質的な行政機関の延長みたいなものになるんじゃないかと、そういうことは避けなくちやいかぬというふうなことでこの三分のルールを、その当時、平成八年でございしますが、決めたということでございます。

ただ、先生言われたように、こういう規定がございますので、結果、結果といいますが、その効果としては天下りを抑制するような効果はあるのではないかと、ということでございます。

○佐藤雄平君 いずれにしても、世の中の見方というのは非常に役人の皆さんの転職等についても注視しているところでありまして、また、今改正法案の中でいきますと、どうしても、基準にしても知識にしても経験者にしても、そういうふうなところに求める可能性がありまして、世間的に公正公平、それで、しかも誤解のないような法の運用を是非期していただいて、この法律が二十一世紀に新しい社会に門戸を開いたというふうな運用をしていただくことをお願いしながら、早いですけれども、質問を終わらせていただきます。

○統訓弘君 公明党の統でございます。

まず、具体的な法案に入ります前に、私は公益法人制度等改革大綱に関連をして二問ほど質問いたします。

平成十四年三月二十九日に閣議決定されました公益法人制度の抜本改革に向けた取組については、最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人について指摘された諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度を含めた抜本かつ体系的な見直しを行うこととされ、この見直しに当たっては、「内閣官庁を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成十

四年度を目途に「公益法人制度改革大綱(仮称)」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。」と決定されております。

なぜ、公益法人制度改革大綱の策定が遅れているのか、現在、その取組にどう取り組んでおられるのか、今後の見通しについても伺わせてください。

○政府参考人(小山裕君) お答え申し上げます。

民法三十四条に基づきます公益法人制度の抜本改革につきましては、現在、昨年三月の閣議決定を踏まえまして、改革の基本的枠組みなどを明らかにすべく検討を進めてきたところでござい

ただ、明治二十九年の民法制定以来、百年ぶりの制度の大改革であるということもございまして、与党三党を始めとする各方面におきまして様々な御議論があるところでございます。そんなこともございまして、誠に恐縮ではございますが、政府としては改革案の取りまとめにやや時間を要しているというところでございます。

このような状況の中におきまして、去る五月三十日でございしますが、与党三党におきまして抜本的改革に向けての意見集約が合意され、政府に対して申入れがなされたところでございます。

私ももといたしまして、これを踏まえ、できるだけ速やかに政府としての改革案の取りまとめに向けて努力をしているところでございます。

○統訓弘君 是非よろしくお願いを申し上げます。

次に、公益法人の主務官庁制に対する考え方について伺わせていただきます。

公益法人問題の根源は、各省庁が設立許可と指導監督を行う権限を持つ主務官庁制の弊害と、設立根拠とされる民法三十四条の欠陥を指摘する学者もおります。今、お答えございましたように、明治二十九年四月二十七日、法律第八十九号で制定された民法三十四条によれば、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可

ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」とあります。この民法には公益性とは何かという明記がなされておられません。さらに、公益法人設立の要件として、今、法律にありますように、主務官庁の許可を得ることが定められております。その結果、設立権限を握る主務官庁は自分たちの裁量で公益性の有無を判断し、公益法人の設立を許可することができま。このような仕組みから、公益法人制度の改革が一向に進まないという指摘もありま

そこで伺います。

主務官庁の許可制を廃止し、例えば英国におけるチャリティ委員会のような独立性の高い第三者機関で一元的に公益性を判断するということがござい

○政府参考人(小山裕君) 現行の公益法人制度でござい

公益性の判断が一体ということにされておまして、法人の事業を所管する主務官庁が法人の設立を許可するということとされているわけでござい

しかしながら、御指摘のとおり、現行の制度におきましては公益性判断についての明確な基準が定められておりませんし、また、主務官庁の自由裁量にて判断がなされるということから、様々な弊害が指摘されているところでございます。

このようなことを踏まえまして、現在検討中の新たな制度におきましては、法人格の取得と公益性の判断を切り離しまして、公益性の判断はできる限り客観的で明確な基準を法定し、これに従って行うということを考えているところでござい

また、公益性の判断主体でございますが、現在は主務官庁制を取っているわけでございますが、これからの検討課題ではございますけれども、現行のようない方が望ましいというふうに考えております。

今後、諸外国の制度も参考にいたしながら検討

を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○統訓弘君 今お答えがございました諸外国の例をも検討しながら、より適切な方法で考えていくということでございますので、是非この点を踏まえて、よろしくお願い申し上げます。

続いて具体的な法案に移ります。先ほどの佐藤委員との重複をなるべく避けながら質問させていただきます。

今回の法案は、国から指定された公益法人等が検査、検定等の事務事業を実施する制度から、国により登録された法人が実施する制度等へ移行するとともに、国による裁量の余地のない登録基準を法律に明示するなど、登録制度の透明性と登録機関の公正性、中立性を確保するための措置が取られているわけでありますが、この法改正により具体的にどのような効果、メリットがあるのか、またデメリットとしてはどのようなものがあるか、お答えください。

○政府参考人(徳留健二君) お答え申し上げます。

今回の改正は、官民の役割分担の見直し、規制改革の推進等の観点から行われるものでござい

なお、本改正により、他方で注意すべき点というところとしては、検査、検定等に関する制度の円滑な実施を図るために、登録機関の能力

と、それから公正、中立性を確保することであると考えております。このため、国による登録を受けるための基準として、先ほどから説明しておりますが、設備や要員等の能力要件、それから検査を受検する事業者との間の支配関係が存在しないことといったような公正、中立性を確保するための要件というものを法律で明示しておるところでございます。

さらに、登録された機関が適切な事務事業を実施していくということを担保するために、一定期間ごとに更新制度を、更新をするという制度を導入する、それから公正な事務事業を実施することを義務付けるということ、あるいは、もし公正、中立性を欠くこととなった場合には改善命令あるいは登録の取消といったような事後的な措置を取っていくことにしております、これによりまして登録機関が適正に公正中立に事業を行っていくということにしていきたいと思っております。

○統訓弘君 今御答弁がございましたとりの改革であれば、私は国民の皆様から大いに評価されるのではないかと、このように思いますので、是非このことについて推進をしていただきたい、このように御要望申し上げます。

次に、補助金等の見直しの状況について伺います。

国土交通省所管の公益法人に対して、平成十二年度決算では、補助金百五十二億円、委託費百八十三億円、合わせて三百三十五億円が支出されておりますが、補助金等の見直しの閣議決定に基づいて見直された結果、平成十三年度の決算はどのようなになっているのか、そしてまた十四年度の決算、これは確定をしないという話でございます。すけれども、少なくとも推計額はできていると思っておりますので、十四年度決算の推計額をそれぞれお答えいただけます。

○政府参考人(安富正文君) 平成十三年度の決算額につきましては、補助金が百四十六億円、委託費二百三十三億円が支出されているところでございます。

す。

ただ、先ほど先生からもお話がございましたように、平成十四年度につきましては各法人において現在決算中でございますから、決算額はまだ出ておりません。

ただ、平成十四年三月に閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の中で第三者分配型に該当するとされた補助金、こういうものについては四件指摘されておりますが、これについて、措置が不要とされた一件を除きました三件について、補助金の廃止又は削減により平成十四年度までに措置を完了したところでございます。それからまた、補助金依存型法人とされました二法人につきましては、補助金等の減額につきまして、年間収入に占める割合を三分の二以下に減らすという措置を取ったところでございまして、こういう形で補助金等の改革については我々としても進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、残念ながら、十四年度につきましては、先ほどもちよつと申しましたように、各個別法人の決算が通常六月中に大体すべて出そろっていくこととなりますので、現在まだまとまっていない法人が多数ございますから、現時点での補助金等の決算額についてはお示しできないという状況でございます。

○統訓弘君 私は専門家でありまして、少なくとも十四年度の決算は、確かに法人の決算がまだ出そろわないにしても、言わば支出命令でちゃんと帳簿には出てはいるはずで、それが推計できないというのとは、お答えできないというのはいかがかなと。少なくとも、国土交通省の所管から出ている少なくとも補助金は幾ら確定しております、しかしその具体的な言わば決算の総額はまだ決まっておりますけれども、こういう答えならば話は分かるけれども、全然お話にならないですな。

それで、十二年度決算額は三百三十五億円であつたけれども、十三年度決算額は三百四十三億円と、むしろ増えているじゃないですか。した

がつて、この増えた理由は何ですか。

○政府参考人(安富正文君) 具体的に十二年度と十三年度の決算額について、増えている理由について、私も具体的なそれぞれの項目について詳細承知しておりませんが、先ほども言いましたように、この公益法人にかかわります補助金等の見直しにつきましては十四年の三月に出されたもので、それに向けて、現在、いわゆる補助金等の削減に向けていろんな改革、先ほど幾つか例を申しましたけれども、改革を実施中でございまして。したがって、十三年度の決算と今回十四年度、先ほど決算額が出ていないということで非常に申し訳なかつたわけでございますが、これと比較しますと、それなりの公益法人に係ります補助金の額については削減がなされるというふう到我々としても考えております。

○統訓弘君 いずれにしても、公益法人等の改革は正にそういう国民が納める税の重みをお互いにしてかりとわきまえて、それでより適切な方法で補助金を削減するなりなんなりを努力しようという、そして同時に、今、先ほどお答えございましたように、より開かれた制度にしていこうというのが私は改革の目的だろう、こんなふうに思います。

そうしますと、せっかく閣議決定がなされて補助金等の見直しを全庁挙げてやろう、こういう閣議決定がなされたわけですから、十二年度に比べて十三年度は少なくとも幾らか下がる、しかしその増えた理由は事務事業がこんなに増えたんだと、したがってこれは必然的に増える要素がございましたというならば話は分かりますけれども、いづれにしてもせっかくの努力をお願い申し上げます。

続いて、公益法人の指導監督体制の充実について伺います。

平成十三年二月九日に決定されました「公益法人の指導監督体制の充実等について」では、公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握

のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省において具体的な措置を講ずることが決められておりますが、公益法人の指導監督体制の充実について、国土交通省の取組状況と達成状況について御説明ください。

○政府参考人(安富正文君) 御指摘の公益法人の指導監督体制の充実等についての申合せということで、各省内において指導監督の責任体制の確立を図る、さらには立入検査の充実を図るというようなことが申し合わせられたものでございます。

この申合せを受けまして国土交通省としましては、まず第一に公益法人に対する指導監督の責任体制を整備するというところで、平成十三年の三月に官房長をヘッドとする国土交通省における公益法人の指導監督に関する連絡会議というものを設置したところでございます。さらに、所管法人に対する立入検査の実施計画を定めるということになっておりまして、これについて実施計画を策定しまして、その申合せでは三年に一回立入検査というふうになっておりますけれども、国土交通省としては平成十三年、十四年の二年間ですべての法人に対して立ち入るということで検査を実施したところでございます。

それからさらに、このほか、この申合せの中で言っております大規模な公益法人等に対して公認会計士といったような外部監査の実施を要請するとか、あるいは職員に対する公益法人についての定期的な研修の実施を図るといったことについても実施しているところでございます。

今後の、平成十五年以降につきましても、すべての所管公益法人につきまして少なくとも二年に一度の立入検査を実施する等、その指導監督の充実に向けてまいりたいというふうに考えております。

○統訓弘君 最後に、休眠法人、所管不明法人の整理に関する取組について伺います。

十四年度公益法人に関する年次報告では、国土交通省所管の休眠法人は四法人、所管不明法人で国土交通省に割り振られたものが十四法人ござい

ます。このような休眠法人、所管不明法人は、買取等により役員に就任した者による目的外事業の実施や税法上の特典を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれ指摘されております。これを未然に防止するため、国土交通省の休眠法人、所管不明法人の整理に対する取組の姿勢について伺います。

○政府参考人(安富正文君) 平成十三年一月時点で、先ほど先生からお話ありましたように、休眠法人それから所管不明法人ということで国土交通省に割り当てられました法人、合計十八法人ございました。国土交通省として、これらについて積極的な整理を進めてきました結果、十二法人について設立許可を取り消したところでございます。さらに一法人については自主解散の決議が行われておりまして、これまで合計十三法人については整理を行ったところでございます。

ただ、残る五法人でございますが、これについては現在役員の所在確認等の手続を進めて、理事等がなかなか不明だということもあって、具体的な自主解散にしろ設立許可を行うについても手続が進められないものですから、こういうことで進めておりますが、今後ともこの休眠法人の整理に積極的に取り組んで、残る五法人についても早急に整理していきたいというふうに考えております。

○統訓弘君 是非この休眠法人あるいは所管不明法人の整理についてはよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○富樫練三君 それでは、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関連法案、改定法案について伺います。

最初に、法案の内容との関連で幾つか伺いますけれども、今回の改定のポイントというのは、今までは指定制であったものが今度は登録制になるというふうに、一番分かりやすく言えばそういうことでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(徳留健二君) そのとおりでございます。

ます。

○富樫練三君 そもそも、配られました資料をずっと見ていますと、従来の指定制の場合でも公益法人について国土交通省始め所管の官庁がそれぞれ指導なり監督なりやってきたと思うんです。指定制の場合にどういう弱点というか、欠陥というか、不十分さというか、そういうのがあって、それでこれから登録制になるとそれがどういうふうにかバーされるのか、改善されるのかと。

先ほど質問ございましたが、能力であるとか、民間法人でも参入できるようにするとか、公正性が保てるとか、こういうことがありましたけれども、その中で従来の公益法人については六か月の経過措置があるということですね。現在の公益法人に対してもそのまま六か月間は続行できると。そういうふうになった場合に、六か月後からはその公益法人というのはもう存在しなくなつて、改めて登録制に手を挙げて申請をして、登録が認められればそこから新たな形で仕事ができると、こういうことになるのかどうか、そのところをちょっと説明をお願いしたいと思うんですけれども。

○政府参考人(徳留健二君) 委員おっしゃいましたように、そのようになるということでございます。

○富樫練三君 ということは、公明性やあるいは公平性であるとか、役員の体制も含めてそういうものがすべて整わなければ、六か月後にはその公益法人はその業務はできないということですね。

○政府参考人(徳留健二君) 御指摘のとおりでございます。

○富樫練三君 その業務ができないうことであつて、公益法人そのものは続行されるだろうというふうには思うんですけれども。

そこで何うわけなんですけれども、そもそもこの公益法人の透明性や公正性、公益法人の改革ということが問題になってきたのは、一つは政治家の癒着の問題とか、あるいは官僚の天下りの問題であるとか、こういうことに対する国民の非常に

厳しい批判の下で、公益法人についても一定の改革が余儀なくされるというのか、そういう世論が背景にあるというふうには理解しているんですけれども、この点の認識はいかがでしょうか。大臣、もしその点、背景の認識については。

○国務大臣(扇千景君) その感はぬぐえません。

○富樫練三君 そこで、具体的に伺いたいと思います。今回、国土交通省関連では十二本の法案ですけれども、その中の一つに宅地建物取引業法の改正が入っています。

その対象の業務というのは、いただきました資料を見ますと、括弧書きでその中身が説明してあります。それは、「宅地建物取引主任者資格試験免除講習」という、こういう資料、いただいたものです。国土交通省から。この中に書いてございますけれども、宅地建物取引主任者資格試験免除講習というところで、これはどういう制度で、これはだれがこの講習をやるのか、この講習を受ければどういう効果というのか御利益があるのか、受講料というのはいくらか掛かるのか、この辺をちょっと説明いただきたいんです。

○政府参考人(三沢真君) 今のいわゆる宅地建物取引業者に対する講習、いわゆる指定講習と呼んでおりますけれども、この講習の目的は、宅地建物に從事する者に対して、宅地建物に関する実用的な知識とか紛争の予防に必要知識、その他宅地建物に從事する者の資質の向上を図るために必要な知識の習得を図るという観点から行われている講習でございます。

これは、実施機関としては財団法人不動産流通近代化センターという機関が行っております。これについての受講料は四万五千円というところでございます。大体講習期間としては、通信講座でおおむね三か月、講義を二日やると。

その効果としてということですが、これは、基本的にはいわゆる宅地建物に從事している方として、取引主任者はもちろんございますけれども、取引主任者以外の方も広く従事しております。こういう方々も含めて資質の向上を図ろうと

いうことでございますけれども、要は、この講習をできるだけ受けていただくという一つのインセンティブという意味でこれを、講習を受けていただいて、修了試験に合格した方については取引主任者試験の一部の免除を行っているというものでございます。

○富樫練三君 一部免除じゃなかなか分らないのですね。要するに、五十問問題が出るんだけれども、四万五千円払って事前に講習を修了した人については、そのうち十分の一、一割の五問が既に正解されたもの、答えなくてもよろしいと、こういう特典があるということよろしいと。五問正解するために四万五千円払うと、こういうことになるわけですけれども。

それで、この免除講習をやるのが今度の不動産流通の近代化センターというところだと。これが公益法人になつていて、今まではその免除講習は独占的にやっていたんだけれども、今度からは登録された民間も、ほかの団体もできると、こういうふうにしよというんですか。そういうふうには理解してよろしいんですか。

○政府参考人(三沢真君) おっしゃるとおりでございます。

○富樫練三君 というと、新しく参入する業者がきつというんだらうというふうに思いますけれども。

先ほど質問ありました。これをやるにはノウハウとそういう設備も必要だし、その必要な、どういふ問題が出されるかというところについてのちゃんとした事前の研究というか、講習も必要だということになりますから、かなりその業界に通じる、こういうものがなければ、恐らく参入してもそこを受けに来る人はいなくなるだろうというふうには思うんですね。もちろん一定の点数取らなければ、卒業のときにちゃんと取らなければ修了できないわけですから。そうじゃないと御利益はないわけですからね。

そうすると、そういう体制を持っている企業とか民間の事業者というのは、これはそんなにたく

さんあるものじゃないだろうというふうに思うんですけれども、どうですか。

○政府参考人(三沢真君) 現実には、宅建業に關しまして、例えば取引主任者資格試験を受験するための予備校とかセミナーというのが多数ございます。したがって、法律が改正された場合に具体的にどの程度の登録希望者が出てくるか現段階でなかなか予測はできないわけでございますけれども、そういう予備校とかセミナーをやっている方々を中心として、新たな主体が現れる可能性というのは十分あるんじゃないかというふうに考えております。

○富樫練三君 そのセンターの、近代化センターの理事長というんでしょうか、会長というんでしょうか、責任者はどなたなのかということと、あわせて、その試験という、そもその試験は、これはだれがやるんですか。

○政府参考人(三沢真君) 不動産流通近代化センターの理事長は藤田和夫さんでございます。

それから、取引主任者の試験は、これは取引主任者資格試験は都道府県の自治事務になっております。都道府県知事は、これは国土交通大臣が指定する機関に試験に関する事務を行わせることができるということがされておまして、したがって、自自治事務で自らやらせてもいいし、そういう機関に事務を行わせてもいいということになっておりますが、この機関といたしましては財団法人の不動産適正取引推進機構というのが指定されております。

○富樫練三君 そうすると、都道府県から委託をされて推進機構がその試験を行うということですね。そのセンターの理事長であります藤田さんという方は、この取引機構の、取引推進機構の役員には入っているんですか。

○政府参考人(三沢真君) この財団法人の理事に入っております。

○富樫練三君 それで、そうするとセンター、事前の講習やるところの理事長であって、試験を実行するところの推進機構の役員になっているとい

うことですね。その試験に合格すると資格が取得できる。

そうすると、今度は都道府県の宅地建物取引主任者の資格を持って、大体の人たちは協会に入ると。取引業協会ですね。協会に入ると同時に保証協会にも入ると、こういうふうな仕組みになっているようにありますけれども、入ることは義務ではないということなんですけれども、大体どのぐらいの人たちが、何割ぐらいの人たちが取引業協会に入っている、あるいは保証協会に入っているのかということ、その全国組織、連合体ですね、取引業協会の連合体、それから保証協会、この責任者というか、理事長さん、会長さんはどなたがやっているんですか。

○政府参考人(三沢真君) 都道府県の宅地建物取引業協会にどのくらい不動産業者の方が加入しているかということですが、連合、全宅連の会員である都道府県の宅建業協会の構成員は十一万一千人というふう聞いております。宅建業者の数は十三万五千人ぐらいでございますので、約八割強の方が構成員になっているということでございます。

それから、全宅連の会長は藤田和夫さんでございます。

○富樫練三君 保証協会の会長さんは。

○政府参考人(三沢真君) 保証協会の会長も藤田和夫さんでございます。

○富樫練三君 藤田さんという名前がたくさん出てくるんですけども、今日は私の方で作りました資料をお配りさせていただきました。

今、答弁があったのは、不動産流通近代化センター、それから宅地建物協会の連合会、それから宅地建物取引業保証協会ということですね。それと推進機構。この四つはいずれも公益法人と、こういうことになっています。その一番下のところに、理事長や会長が藤田さんということになります。所管庁はいずれも国土交通省、こういうこととあります。

今回の法律の改正によってどことが変わるのかと

いいますと、不動産、一番左の欄の近代化センターの中の「講習・試験など」というところの欄の「宅建主任試験項目の一部免除のための講習 受講料四万五千元」、ここがほかの事業者も参入できると、こういうことになるわけですね。

しかし、不動産業を営むということになれば、これら全体に関連するんですね。この社団法人、財団法人、四つにそれぞれみな関連しながらやるわけなんです。したがって、この部分だけそういうふうになって、これが果たして改革というふうに言えるのかというと、これは大事なことにはほとんど指は触れていないというふうに言わざるを得ないと思うんです。

その一番右のところに、表の一番右に全国不動産連盟というのがございます。これは政治団体であります。これは国土交通省とは直接関連はないだろうとは思いますが、会長さんは同じく藤田さんという方がやっていますと、こういう関係になっているわけなんです。これを見れば大体のことはもうお分かりいただけるだろうということになるわけなんですけれども、したがって、そういう点でいうと、この癒着関係を断ち切ろうというのが今度の公益法人改革の私は国民が一番期待していることだろうと。しかしながら、そこを断ち切るのではなくて、全く違うところを部分的に改善しようということのようでありますから、どうもこれは改善にはほど遠い中身ではないのかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(三沢真君) 先生がお示された資料の一覧の全国不動産政治連盟、これは政治団体でございますので、私も所管している団体でございますので、コメントは差し控えていただきますと思います。

それ以外の役員構成については、当然これは、それぞれの団体の各代表者は理事の互選で選任するということになっておまして、したがって、必然的に一人の方が当然にという話ではございませんけれども、それぞれの役員会の中で互選い

ただいて、やはり非常に大きい不動産業団体で会長を務められているということで、適任だということと選任されたものだというふうに理解しております。

いずれにしても、それぞれの団体の業務をきちっと適正に実施していただくということが非常に大事でございます。こういう面で、当然私も業務の運営に適正を期したいと思っておりますが、その代表者が他の団体の代表者を兼ねたからといって、このこと自体として何か非常に大きい問題があるというふうには私どもは考えていない次第でございます。

○富樫練三君 そういう事態ですから、なかなか改善はされないということなんだと思うんです。

今朝、これは日本不動産協会と不動産保証協会、ここから資料をいただきました。これは今朝です。これは、今私が申し上げましたこの政治連盟とはちよつと違う政治団体でありますけれども、全日本不動産政治連盟という。先ほどのところは全国不動産政治連盟ですね。もう一つ全日本不動産政治連盟というのもあるんです。

これは、こういう全日本不動産協会と不動産保証協会、これに入るときに用紙をいただくに上がりますと、ここに申込用紙たくさんあります。この中に一緒に、会の入会手続と一緒にホツキスでこういうふうにとじてあって、これがとじたんじゃないんですよ、もう向こうでとじてあったんです。ここにこの政治連盟がちゃんと入っているわけなんです。

それで、これは不動産協会と不動産保証協会、これは社団法人ですね、これもいわゆる公益法人だと思ふんです。こういうことの仕事をやっているところに東日本レイズというのがあるって、これはもう大きい活字で国土交通大臣指定というふう書いてありますね、財団法人と、こういうふう書いてあるわけなんです。こういうものが一緒の一つのこの袋に入って、行きますと、一緒に配られるわけなんです。こういう仕掛けになっているわけ。こういうことで、癒着がない

とか癒着が断ち切れるとか、こういうふうに言えますか。

○政府参考人(三沢真君) この問題に関しましては、一昨年の国会で、都道府県の宅地建物取引業協会の入会に当たりまして、政治連盟への入会を義務付けているという不適切な事例が問題となりました。これに関しましては、国会での御議論を踏まえまして、都道府県の宅地建物取引業協会の入会に当たって政治連盟の入会を義務付けるというふうなことは絶対にあつてはならないということとで、こういうことがきちっと解消するように、宅建業協会を指導監督する知事と連携しながら、その業者の明確な仕分について指導をしているところでございます。

ただいま、いわゆる全宅連の政治連盟とまた別の団体についての御指摘を受けましたので、それについてもきちっと誤解を招くようなことのないような指導をしていきたいというふうに考えております。

○富樫練三君 全日本不動産協会と不動産保証協会は、これは国土交通省が所管する公益法人ですか。

○政府参考人(三沢真君) そうです。

○富樫練三君 改めて伺いますけれども、義務付けては駄目だということを決めた、そういうふうな指導したと。当たり前なんでしょう、義務付けてはいかぬと。しかし、こうやって配るのはいいんですか、これはいいんですか。ここに必ず入って下さいとは書いていません。だから、義務付けてはいません。いませなければ、これはいいんですか。

○政府参考人(三沢真君) いずれにいたしまして、例えば一緒に配る、あるいは同じ封筒に入れるというふうなことで、やっぱり誤解を招くという可能性があることとございますので、この件についてはきちっと指導をしたいというふうに考えております。

○富樫練三君 指導するのは私は当たり前だと思うんです。今までしなかったんですか。

もう既にそういうことは大体は解決をして、いよいよ例えば講習の問題とか、そういうところを改善していこうと。根本問題の癒着のところはもう大体断ち切れたとか、天下りはもうほとんどなくなった、いよいよ細部のところからやりましょう、そこに手を付けましょうという段階なら話分かりますよ。一番の大どころのところは全く手が付いていないじゃないですか。これで何で改革なんですか。

○政府参考人(三沢真君) 一昨年の国会で御指摘を受けましたときに、当然、全宅連に限らず、各不動産関係団体、公益法人に指導をしているところでございます。そのとき、やはり義務付けということを中心にした指導になつていてということとで、ややその辺の認識がまだ甘い団体もあろうかと思ひますので、要するに義務付けだけじゃなくて、やはりそういう誤解を招きやすいようなやり方、そういうことについても十分気を付けるべきであるということについては再度注意を喚起したいというふうに考えております。

○富樫練三君 甘い団体もあると。私は甘いのは国土交通省だと思ふんですよ。そうなんじゃないですか。

これだけ世間で問題にして、国民から厳しい批判が出されて、公益法人を改革しなければならぬ、癒着は断ち切るべきだと、今までたくさんもう既に報道されておりますけれども、それでもなおかつこういう事態になつていくという点について、大臣、どうなんです、今までの反省と、これからどうするんですか。

○国務大臣(舩坂景君) この問題に関しましては、十三年、平成十三年だったと記憶してあります。これは私、国会で答弁しておりますし、衆議院の委員会でも共産党の大森議員からも私は指摘されて、あの当時、この政治家の癒着というのがいゆる各報道機関に報道されて、私、国会でいろいろと、私も初めて知った部分もございまして、そういう部分で少なくとも、今、局長が答えましたように、協会に入るときに政治連盟

の入会を義務付けるというふうなことがあつてはならないということで、私はそのことを厳重に注意し、なおかつこの問題は直ちに改善を図るようにと、このことをあのとき幹部を呼んで言つたはずでございます。

ただ、私、今ちょっと富樫議員の御指摘の中で私も勉強不足で分らない部分は、全国不動産政治連盟と全日本不動産政治連盟、二つあるというのは、私は、全国不動産政治連盟というのを前に聞きまして、これはおかしいと言つたら、今度は全日本不動産政治連盟と。これ今、私も勉強で申し訳ないんですけど、初めて私は前の全国不動産政治連盟のことをお答えし、なおかつこれを改善するようにという、強く私は言つたはずでございます。この全日本政治連盟というのがいつまで、この関係は両方とも同じなのかどうかというの、ちよつと私、今、今日聞いたところですので、まだ詳細が分かりませんけれども、この二つの関係が一連のものなのか、あるいは全く新しいものができたのかということも含めて、なおかついまだにこれが改善されてないということとであれば、強く指導していきたいと思つております。

○富樫練三君 きちんとしていただきたいと思ひます。今、なおかつ、今でもというの、これは今日の話です。今現在です。今度の法改正によつて天下りがなくなるのかどうか、この点について次に伺いたいと思ひます。これは、天下りについては大変厳しい批判が出されているのは当然でありますけれども、今まで天下りをなくすために様々な方策を取つてきたと思ひますけれども、国土交通省としては、あるいは政府としては、大筋どういふことをやってきたのか、端的にお願いします。

○政府参考人(安富正文君) 国家公務員の退職した後の再就職ということにつきましては、基本的に本人の豊富な行政経験あるいは専門知識、技術を生かすということで社会的に有用な場合もあると考えておりますけれども、ただ、しかしなが

ら、いやしくも国民の不信や疑惑を招くことがあつてはならないという点もそのとおりでございます。

そういうことから、平成八年に閣議決定された公益法人の設立許可及び指導監督基準において、所管省庁出身者の割合を理事現在数の三分の一以下とするということとされておまして、この基準を満たすように強く指導してきたところでございます。この結果、現在では国土交通省所管の全法人がこの基準を満たしているところでございます。さらに、平成十四年三月には、公務員制度改革大綱に基づく措置ということで、その中で公益法人の再就職に係るルールとして、退職公務員の役員の就任状況についての適切な情報開示に努めるよう指導するといったような事後チェックを通じた総合的な適正化ということを図るよう指示がございまして、そういうことで現在進めているところでございます。

当省としまして、これらを含めまして、政府全体の公務員制度改革の動向等を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。

○富樫練三君 いろいろ努力した結果三分の一というところはクリアした、こういうことなのでしょうか。その結果、じゃ総数ではどういふふうになつて

いるんですか。この間、五、六年というか、一番新しい資料で、その辺の実数では国土交通省関連はどういふふうな数字が変化しているか、それをお知らせください。

○政府参考人(安富正文君) この五年間ということで見ますと、平成八年が、国土交通省所管公益法人におります所管省庁の出身理事数ということで現在手元に資料がございますが、平成八年千三百三十四人というところでございます。平成十三年が千六百七十七人というふうな形になっております。

○富樫練三君 年度を追って御報告いただけますか。

○政府参考人(安富正文君) 平成八年千三百三十四、平成九年千五百五十、平成十年千一百一、平成十

一年千五十、平成十二年千三十六、平成十三年千六十七という数字を持つております。

○富樫練三君 そうすると、これは平成八年から平成九年にかけては増えていますね。その後減ってきて、それで平成十二年から平成十三年にかけては逆にまた三十一名増える。十四、十五がどういうふうになっているのか、このところはまだちょっとよく分からないんですけども、全体として三分の一をクリアしたとはいっても、総数で増えているということは、これは一体どういうことなんでしょうか。

○政府参考人(安富正文君) 各年度の個別の増減ということについては、それぞれ各公益法人等のいろんな事情等があつてこういう数字になっているかと思ひますけれども、我々としては平成八年から平成十三年という形で、総体として、全体として減少傾向にいろんな形でできてきているところがございます。

○富樫練三君 減らすはずだったんじゃないですか、違いますか。減らす努力をしたんじゃないのですか。

○政府参考人(安富正文君) 御指摘のとおり、減らす努力をした結果、平成八年から平成十三年という形で千三百三十四から千六十七という形で減ってきているところでございます。

ただ、先ほども言いましたように、各年度ごとにおいて、各それぞれこれだけの公益法人ございますので、トータルという形では多少年度によつては増えているというものがあるということでございます。

○富樫練三君 私は、そういう増えたり減らしたりで、それを繰り返して、これは五年間、六年間掛かつてやつと千三百三十四が一千六十七になった、だから全体としては減っているじゃないかと、ここを強調されているようなだけども、しかしその中には凸凹もあるんだということなんですよけれども、こういうことをやっているうちは私は減らないんだらうと思うんです。いまだに一千人以上いるわけですからね。六年掛かつて一千

人以上でしよう、ということなわけですから。

これだと、いろいろ決めた努力をしていると言ひけれども、実際にはこれはやつぱり天下りを認めている、これは必要悪だというふうに通じているんじゃないですか、正直なところは。本当にゼロにしよう、減らそうというふうに通じているのかどうか、そこはどうか。

○政府参考人(安富正文君) 我々は公益法人に対する天下りが全く悪であるというふうには思ひておりません。先ほど言ひましたように、国家公務員が退職した後再就職することにつきましては、本人の行政経験あるいは専門知識、技術を生かすという方法もござります。特に、公益法人の場合には国にかかわるいろんな公益的な業務もやっておりますので、そういう点では再就職自体を全く否定するということではないというところは、我々としてもそういうふうに通じております。

○富樫練三君 例えば、給料の問題であるとか、渡り鳥であるとか、退職金の問題であるとか、こういうことで国民からは非常に厳しい批判が出されているわけですよ。そういうことは一向に改善されないまま、こういう事態になっている、これが問題なんですよ。

ですから、専門的な知識であるとか、そういうものは大いに社会的に役に立つというところは、これはこれで大事なんだと思ひます。ただ、国民が批判しているのは、そういう高級官僚の人たちだけがそういう状況にあるということ、何度、二、三年勤めて退職金もらつたとか、こういうのはおかしいのじゃないか、今の国民の全体の水準からいっておかしいのではないかと、こういうことが指摘されているわけで、だからこれを減らしましょう、こういうふうに通じているわけなんです。ですから、この調子で行つたんじゃ何十年掛かるか分からない、こういうやり方なんだというふうに通じているんです。

その上で、最後にもう一点伺つておきたいと思ひますけれども、公益法人の改革といった場合に、やはり所管する官庁との関係を非常に厳密に

きちんとしなきゃいけないと思ひます。

具体的に伺ひますが、一九九七年、平成九年と、二〇〇〇年、平成十二年の二回にわたつて全国宅地建物取引業保証協会が当時の建設大臣の承認を得て支出した合計八億円のうち、約一億六千万円が目的外に使用されたということが報道され、これはその当時、大問題になりました。まだ記憶されていると思ひますけれども、なぜこういう問題が、事件が発生したのかということ、これについては既に調査して報告書も出されているようでありまして、こういうことを起こさないために取つた対策はどのようなものでしたか。

○政府参考人(三沢真君) 昨年の夏に、いわゆる全宅保証についていろいろな新聞報道ござりました。これについて調査いたしました結果、いわゆる指定流通機構等の基盤整備対策費ということで大臣の承認を得て、いわゆる弁済業務保証準備金から取り崩したものの一部が通常の保証協会の事務運営費に充てられていたということが判明いたしました。八億円の取崩しのうち約一億六千万がそれに充てられていたということでございます。

これについては、こういう事務運営費を、これも通常は大臣の事前承認をそれぞれ受けて取り崩しているというものでござりますけれども、本件については、八億円の取崩し段階での目的、これはあくまで指定流通機構等基盤整備対策費のために取り崩すということでござりましたが、それについては改めて大臣承認を得て、事務運営費に充てるための承認を取つたことを怠つていたという手続的に不備な事案であつたということでございます。

これについて、昨年八月に調査結果を公表するとともに、全宅保証に対しまして会計処理の適性をきちつとすることといたつて通知をしていくところでござります。特に、弁済業務保証準備金については、取崩し金の会計処理を他と区分してきちつと管理すること、それから、保証協会の会計処理全体について、透明性を向上し、監督を強化することといたつて通知して指導をして

いるところでございます。

○富樫練三君 報告書を見ると、こういうふうに通じてあるんですね。保証協会の通常の業務に充てられたものと認識できるところから、その一億六千万については、手続的な不適切さはあつたが違法ではないとしていると、こういうふうに通じてあるんですね。手続はまずかつたんだと、使ひ道は不当では、違法ではなかつたんだと、こういうふうに通じているんだらうというふうに通じています。

その一億六千万について、通常の業務に使つていないんだからいいではないかということなんですけれども、それは通常の業務の何に使つたかということとはすべて明らかになつたんですか。もしなつていないんなら、その中身を具体的に幾つか御報告いただきたいと思います。

○政府参考人(三沢真君) ここで申し上げていま通常の業務というのは、これは保証協会が通常業務として何をやるかということ、宅建業法にも明記されておりますが、通常業務として、一つはいわゆる弁済業務のための事務、それから苦情の解決、これに要する事務、それから研修、いわゆる取引主任者等業務に従事する者に対する研修、こういうものを通常業務として行つておりまして、これに充てられたということでございます。

○富樫練三君 これに充てられたというのは、具体的にどういう使ひ道だったんですか。

○政府参考人(三沢真君) この事務運営費に充てられた金額につきましては、保証協会等から決算書類等を取り寄せまして、かつ事務局から事情聴取をいたしました。その限りでは、人件費、会議費、職員研修費等の経費に使用されたということでございます。

○富樫練三君 会議費であるとか人件費であるとか、そういうものというのはどこでも使われるわけ、そういうふうに通じているわけ、それ、これは私は問題の解決にはならない。そもそも、何に使つたために幾ら必要なんだということと大臣の許可を得て、それを取り崩すわけでは

からね。そういう手続をやらないで、しかも翌年にまで繰り越したのもあると、こういうわけですから。そういう意味では、直ちに必要なお金ではなかったというもので取り崩したということも言えると思うんです。

何でそういうことになってきたのかということなんですけれども、九六年に公益法人の設立許可及び指導監督基準を閣議決定して指導監督を厳しくしたと思うんです。その中で、同一業界の関係者が公益法人の理事の中で多数を占める場合は、特定業界のみの利益を目指すおそれがあるために、同一業界関係者を二分の一以下とする必要があるというふうに指導基準を定めたんだと思うんですよ。九六年当時ですね。

この保証協会の役員は八十六人だというふうに伺っておりますけれども、不動産業界関係の関係者は何人いて、何%ですか。

○政府参考人(三沢真君) いわゆる保証協会で理事数が八十六名おります。それで、これは指導監督基準の中で同一業界の関係者が占める割合は二分の一以下とすることになっておりまして、これはちょっと非常に技術的な問題でございまして、これも、この指導監督基準によりまして、同一業界関係者がどうかというのには産業分類の中分類を参考資料として判断することになっておりまして、この基準に従いますと八十六名中四十二名でございまして。

ただ、この産業分類とのかかわりでなくて、広い意味で何らかの形で不動産業に関連している方が関連しているということでございましてけれども、指導監督基準の観点からは四十二名ということでございまして。

○富樫練三君 多くというのは何割ぐらいですか。

○政府参考人(三沢真君) ちょっと正確な資料がございません。要するに、何をもって不動産業に関連しているかということについて必ずしも明確な基準がないわけですが、ちょっとその点

については今正確な資料を持ち合わせておりません。

○富樫練三君 ちょっと時間がなくなってきましたけれども、手元にある資料では、ほとんど一〇〇%近くその業界の関係者が理事になっていて、八十六人のうちですね。現在でも恐らくそうだろうと思うんです。

そこに、そういう状態が、形式上は二分の一以下になっていても、実質はもうほとんど一〇〇%近いという形で、閣議決定でいろいろ指導するんだけれども、あの手この手で表面だけは何とか逃れられるようにするけれども、実質は全然以前と変わらないという状態はやっぱり続いているんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、国が幾ら閣議決定しても守られなければ、これは本当に意味がないというふうに思うんです。要するに、指導監督する所管の官庁、それと、監督される、指導される公益法人、このなれ合いの結果が一億六千万円という公のお金の目的外使用につながっているのではないかとこのように思います。

○委員長(藤井俊男君) 富樫委員に申し上げます。まとめてください。

○富樫練三君 政治家の癒着と天下りをなくすという点で、この法案は極めて不十分なものと、看板だけというふうに言わざるを得ないということとを申し上げて、質問を終わります。

○委員長(藤井俊男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(藤井俊男君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、若林秀樹君が委員を辞任され、その補欠として池口修次君が選任されました。

○委員長(藤井俊男君) 休憩前に引き続き、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大江康弘君 国連の大江でございます。(拍手)

今の拍手の多さの重みを胸にして、御期待にこたえたいと思います。

簡単に申し上げますが、この補助金の交付の対象になっておる四十二の法人、それから九十一の委託費の交付になっておる法人の大体の業務の中身というのを教えていただけませんか。

○政府参考人(安富正文君) 国土交通省から公益法人に支出されております補助金あるいは委託費等の総額でございまして、平成十三年度で百十六法人に對しまして総額約三百五十億円でござい

ます。

このうち、いろんな、先ほど百十六法人と申しましたように、かなりいろんなバリエーションございまして、主なものだけをちょっと申し上げますと、例えば民間による都市開発の支援措置であるとか、あるいは高齢者向けの公営住宅の整備等に対する支援措置、あるいは自動車事故被害者の救済、自動車の安全対策等に対する補助金、あるいは国際協力に関するもの、それから地域開発あるいは地域活性化等につながる調査研究等の事務、さらには街路交通、下水道事業等に関する調査といったような形で関連する事務事業が多岐にわたっておりますが、いずれも都市再生あるいはバリアフリー、安全対策、地域活性化といったような国土交通省の重要な施策に関連するものでござい

ます。

○大江康弘君 ありがとうございます。

そこで、今回、十二の改正の中での該当が十九法人ということでありますよね。私はもつとこの指定というのが多いのかなと思っておつたのですけれども、これだけ少ないということは、これは確かに行政改革の流れの中で、やっぱりこういう公益法人の見直しも含めてということも分かる

るんですけれども、一般的に、私なんか田舎におつて、指定という、いわゆる国の指定あるいは都道府県の指定という、こういう地方自治体の指定ですけれども、やっぱりこういうことを見ますと、非常に指定というのは重みがあるんですよ。それだけに、やはり我々国民とか、そういう住民の人にとつてみたら、やっぱり国が指定をしている、あるいは都道府県の知事の名前で指定しておるという、そういう信頼感高い。だから、私はある意味においては、そういう一つの信頼感のあるものを何で今ごろになって登録にして広げなければいけないのかなと。

自由化あるいは公平公正とか、あるいは競争の原理というのに分かるんですけれども、しかししたばこやお酒を規制緩和する話とこれ違うわけですから、やはりその高い信頼性あるいはそういう一つの特殊とも言えるような部分に対して指定という形で与えてきたものを、これ何でかなという。だから、僕は、何か登録といえ非常にハードルが低くなつて、その分何かちよつと大丈夫かなと、むしろそういうふうに僕は取れるんですよ。だから、これ十二のこの中身を見てみたら、まあそれぞれ、特に海事局長、これ海事局の関係で四つありますよね、やはり安全だとか、いろんなことに關しては非常に専門的なものが問われると。

ただ、今朝は富樫先生がいろいろ言われていた、そういう、やっぱり依然いろんなそういう一つの不信感を持たれるようなことは、これは改めていったらいいんであつて、こんなことは登録にしたって、悪いことは悪いことであつたように僕は起こると思うんですよ。だから、指定から登録にしたからそんなこと全部なくなるかといったって、僕は全くないと思うんです。

だから、やっぱりそういう国がしっかりとした形の中で指定をして、指定をするということは、それだけ、される方も非常にやっぱりいろんな意味で使ってもらいやすい形の中で努力をそれだけ高く積むわけですから、何でこういうことになつ

○大江康弘君 私のちよつと聞き方が悪かったのか、今、局長からいただいた答弁とはちよつと、聞きたかったこととはちよつとずれておるわけですから、大体分かつていますからいいです。

そこで、この登録をするための基準を法律に明示とありますけれども、私はさほどこの指定のときとはそんなに変わっておらないのじやないかと、こんなふうに思うんですね。ですから、こんなことはむしろ当たり前のことであつて、それ得不透明さがなくなるとか、そんな問題でもない

者が五つも十もできたときに、どこがいいのかと。それは確かに北海道から沖縄まであって、例えば今まで地理的に不便であったということはこれあると思うんです。東京まで例えば来なきゃいかぬということもあったかと思う。そういう意味で、各地にということをもしたらイメージもされておられるかも分からねけれども、私にすれば、やっぱりそれぞれの登録業者として参加する法人が、やっぱりどうして自分たちのところを高めていこう、どうしてこれからうちへたかさんの

人〇Bを多数入れたりますとコストアップの要因になると思いますので、そういう中で、競争の中で、是非、コスト削減とか競争、サービスの向上というところで努めていただきたいというのが今回の趣旨でございます。

○大江康弘君 官房長、お言葉を返すようじゃないんですけれども、まあ、返します。僕は、天下りじゃなくて再就職ですよ、あえて再就職と言います、役人の方のね。だから、やっぱりその法人が、あつ、あそこはいいぞ、あそこはという、

まあしかし、これはもう流れですから仕方ありませんし、私も余り大きなことを言っても、これまた今日は反対ですから、賛成でしたらもうちよつと言うんですけれども、もうこれ以上の議論はやめますけれども。

いずれにしても、この一つの方向の中でやつぱりしっかりと利用者の皆さんに信頼の置いていただけのような形に進めていただきたいということをお願いを申し上げて、終わります。

○委員長（藤井俊男君） 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大沢辰美君 私は、日本共産党を代表して、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

現在、各種の検査や資格のための研修は法律による指定制になっていますが、法改正によつて登録制にしようとするものです。例えば、国土交通省関連十二法案のうち、宅地建物取引業法では、取引主者試験の一部を免除するための講習を行う公益法人を指定制から登録制にしようとするなどであります。

反対理由の第一は、公益法人に関連して国民が一番強く批判している官僚の天下りや政治家の癒着には全くメスが入らないものだからです。

例えば、先ほども申し上げましたが、不動産取引主者資格の講習を複数の法人が行ったとしても、宅地建物取引業協会と事実上一体化している不動産政治連盟との癒着は全く解決しません。

さらに、本法案では、天下り問題についてもその解決策はありません。法案審議の中でも、国土交通省関連の公益法人への天下りは増えていることが明らかになりました。政治家の癒着を断ち切るためにも天下りの抜本的規制は必要であります。

第二に、国土交通省関連の十二法案について、公益性の高い検査、研修や国民の安全や健康を守ることなどは国がまず責任を負うということが基本であります。ところが、改正案は、規制緩和の名の下に、国の関与を減らすことが目的となっています。これでは、国民が求める公益法人改革とは反対の方向であると考えます。

最後に、公益法人の改革では、政治家の癒着を断ち切るためにも、情報公開と透明性の確保が重要であることを指摘し、討論を終わります。

○委員長(藤井俊男君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(藤井俊男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山下君から発言を求められておりますので、これを許します。山下八洲夫君。

○山下八洲夫君 私は、ただいま可決されました公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国から指定・認定された公益法人等が検査等の事務・事業を実施する制度から登録機関が実施する制度に移行する際には、新規参入が可能となるよう登録要件を具体的に広く国民に明らかにするとともに、登録手続が円滑に行われるよう体制整備を行うこと。

二、登録機関が実施する制度に移行した後も、検査等の事務・事業の一層の整理・合理化に努めるとともに、その必要性について、定期的に検証を行い、必要性が認められない制度については速やかに廃止すること。

三、平成十四年三月の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の着実な実施を行い、その結果について逐次公表すること。

と。また、同計画の対象となっていない国から委託・推薦等を受けた公益法人等による事務・事業についても、不必要な事務・事業は廃止するとともに、必要な事務・事業は国又は登録機関において実施する等不断の見直しを行うこと。

四、退職公務員の公益法人への再就職に当たっては、所管官庁と公益法人の関係が適切に保たれるよう努力すること。

五、公益法人の役員については、平成十三年十二月の「公務員制度改革大綱」及び平成十四年三月の「公務員制度改革大綱」に基づく措置についてを着実に実施し、退職公務員の役員就任状況等の情報公開が適切に行われるよう指導すること。

六、公益法人に対する国からの補助金・委託費等については、その必要性等を継続的に見直し、合理化等を進めること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(藤井俊男君) ただいま山下君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井俊男君) 多数と認めます。よつて、山下君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、副国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。副国土交通大臣。

○国務大臣(扇千景君) 公益法人に係ります改革を推進するための国土交通省の関係法律の整備に関する法律案につきまして、本委員会におかれましては御熱心に御議論をいただきまして、またただいま可決されましたこと、深く御礼申し上げます。

また、今後、審議中におきます各委員の御高見、また、今、附帯決議において提起されました登録要件の国民に対する周知、検査等の事務事業の定期的な検証、そして改革実施計画の着実な実施につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいりる所存でございます。

これに對しまして、委員長始め各委員の心からの御協力に感謝申し上げ、深く御礼を込めてございさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(藤井俊男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤井俊男君) 次に、独立行政法人都市再生機構法案を議題といたします。副国土交通大臣。

○国務大臣(扇千景君) ただいま議題となりました独立行政法人都市再生機構法案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

我が国の都市の状況を見ますと、大規模な工場跡地や地上げによる虫食い地等の土地利用が社会経済情勢の変化に対応して適切に転換できていないほか、防災上危険な密集市街地については権利関係が複雑であることなどから、民間だけでは市街地の整備改善を図ることが困難な状況にあり、民間による都市再生の条件整備を図ることが大きな課題となっております。

この法律案は、平成十三年十二月に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画に基づき、都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合して、新たに独立行政法人都市再生機構を設立するものです。これによつて、大都市及び地域社会の中心となる都市において、社会経済情勢の変化に対応した都市機能

の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生を図るための市街地の整備改善、賃貸住宅の供給の支援等を行うとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することとし、またこれらを効率的に、合理的な執行体制により行うものとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、都市再生機構は、既に市街地を形成している区域において、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として、権利関係の調整等のコーディネート業務や関連公共施設の整備を行うとともに、市街地の整備改善のための事業を実施することとしております。

第二に、民間事業者による賃貸住宅供給に資するための敷地を整備して提供することとし、賃貸住宅の供給については民間事業者にゆだねることとしてしております。

第三に、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るために、都市基盤整備公団から承継する賃貸住宅を引き続き管理するとともに、必要な建て替え等を行うこととしてしております。

第四に、新たな市街地整備をすることを目的とする宅地開発等、政策的に機構が実施する必要があるとなつた業務は新規に着手しないこととしております。

第五に、機構の組織形態を独立行政法人とすることとし、自律的な業務運営を可能ならしめ、責任ある経営が行われるよう、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長(藤井俊男君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人都市再生機構法案

独立行政法人都市再生機構法案

独立行政法人都市再生機構法案

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十条)

第三章 業務

第一節 業務の範囲(第十一条)

第二節 業務の実施方法(第十二条—第十七条)

第三節 特定公共施設工事(第十八条—第二十四条)

第四節 賃貸住宅の管理等(第二十五条—第三十二条)

第四章 財務及び会計(第三十三条—第三十六条)

第五章 雑則(第三十七条—第四十一条)

第六章 罰則(第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人都市再生機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人都市再生機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。)から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下「土地等」という。)を出資の目的とすることができ、

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第七条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれていないときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていないときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号）第九条第一項」とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第一節 業務の範囲

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 既に市街地を形成している区域において、市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備（当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する施設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分された土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるよう整備するものに限る。）又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。

二 既に市街地を形成している区域において、良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡を行うこと。

三 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、住宅街区整備事業（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業をいう。以下同じ。）及び流通

業務団地造成事業（流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）による流通業務団地造成事業をいう。）を行うこと。

四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に参加組合員市街地再開発事業にあつては、都市再開発法第五十条の三第一項第五号又は第五十二条第二項第五号（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者を含む。）として参加すること（第六号の業務を併せて行うものに限る。）。

五 特定建築者（都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築者をいう。以下この号において同じ。）に特定施設建築物（同条第三項に規定する特定施設建築物をいう。以下この号において同じ。）の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者（同法第九十九条の三第二項の規定により特定建築者となることができるものに限る。）がない場合において、当該市街地再開発事業の特定建築者として特定施設建築物の建設を行い、並びにその管理、増築又は改築（以下「増改築」という。）及び譲渡を行うこと。

六 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

七 既に市街地を形成している区域において、第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

八 既に市街地を形成している区域において、地方公共団体からの委託に基づき、民間事業者による次に掲げる事業の施行と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

イ 市街地再開発事業

ロ 土地区画整理事業

ハ 住宅街区整備事業

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（第百一条の八）の認定計画に基づく同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業

ホ 都市再開発法（第百二十九条の六）の認定再開発事業計画に基づく同法（第百二十九条の二）第一項に規定する再開発事業

ヘ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条の認定計画に基づく同法（第二十条）第一項に規定する都市再生事業

ト その他政令で定める事業

九 第十六条第一項に規定する整備敷地等（以下この号において単に「整備敷地等」という。）について、同項及び同条第二項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、次に掲げる住宅又は施設（賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあつては、イからハまでに掲げるものに限る。）の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。

イ 第二号に規定する賃貸住宅

ロ イの賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

ハ 整備敷地等の利用者の利便に供する施設（整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を行うものを除く。）の実施に必要な土地等を提供した者又は当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは当該区域内で事業を

営んでいた者（以下この号及び第十六条第一項において「土地提供者等」という。）の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設（市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。）の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十一 地方公共団体からの委託に基づき、根幹的なものとして政令で定める規模以上の都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。

十二 附則第四条第一項の規定により機構が都市公園から承継した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設並びに附則第十二条第一項第二号の規定により機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十三 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及び前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え（現に存する賃貸住宅を除却するとともに、これらに存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること（新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。以下同じ。）を行い、並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十四 前二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

十五 第十三号の業務による賃貸住宅の建替え

に併せて、次の業務を行うこと。
イ 当該賃貸住宅の建替えと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
ロ 当該賃貸住宅の建替えと併せてこれと一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

ハ 当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための住宅の建設を行い、並びにその管理及び譲渡を行うこと。
十六 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、第十三条第一項に規定する国土交通大臣の求め又は第十四条第三項に規定する地方公共団体の要請に基づき、当該賃貸住宅の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
二 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。
一 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第九条に規定する筑波研究学園都市建設事業を行うこと。

二 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第七条の同意建設計画に従って同法第二条第一項に規定する関西文化学術研究都市の建設を行うこと。
三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十二條第一項に規定する業務を行うこと。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条に規定する業務を行うこと。
三 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、

次の業務を行うことができる。
一 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理を行うこと。

二 政令で定める住宅の建設(増改築を含む。)及び管理を行うこと。
三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備を行うこと。
四 次に掲げる施設の建設(増改築を含む。)又は整備及び管理を行うこと。

イ 第一項第一号から第三号までの業務(同項第三号の業務にあつては、市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行に係るものに限る。)の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設
ロ 機構が整備した敷地若しくは造成した宅地(第一号の規定によるものを含む。)の利用者又は機構が建設し若しくは管理する住宅(第二号の規定によるものを含む。)の居住者の利便に供する施設
ハ 機構が行う住宅の建設(第二号の規定によるものを含む。)と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

五 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給、管理及び増改築並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。
第二節 業務の実施方法
(民間事業者との協力等)

第十二条 機構は、前条に規定する業務の実施に当たっては、それぞれの都市の実情に応じて、できる限り民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者との協力及び役割分担が適切に図られるよう努めなければならない。
二 機構は、前条第一項第二号の業務の実施に当

たつては、当該業務の実施により整備した敷地における民間事業者の賃貸住宅の建設の見通しを十分勘案して行わなければならない。
(国土交通大臣の要求)

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を求めることができる。

二 国土交通大臣は、前項の規定による求めをしようとするときは、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。
三 機構は、国土交通大臣から第一項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
(関係地方公共団体からの要請等)

第十四条 機構は、第十一条第一項第三号の業務で都市再開発法第二条の二第五項第一号又は土地区画整理法第三条の二第一項の規定により実施するもの(これらに附帯する業務を含み、前条第一項の規定による国土交通大臣の求めに基づき実施するものを除く。以下この条において「特定再開発等業務」という。)については、関係地方公共団体からの当該業務に関する計画を示した要請に基づき行うものとする。ただし、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(以下この条において「都市再生緊急整備地域」という。)において同法第十五条第一項に規定する地域整備方針(以下この条において「地域整備方針」という。)に即して行う特定再開発等業務にあつては、この限りでない。

二 地方公共団体は、必要があると認めるときは、機構に対し、都市再生緊急整備地域において地域整備方針に即して行うべき特定再開発等

業務に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

三 地方公共団体は、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要があるときは、機構に対し、第十一条第一項第十六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

四 前三項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。
五 機構は、都市再生緊急整備地域において地域整備方針に即して特定再開発等業務を実施しようとするときは、第二項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。この場合において、関係地方公共団体の意見があるときは、これを尊重しなければならない。

六 機構は、賃貸住宅の建設(賃貸住宅の建替えを含む。)又は第十一条第二項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るものを実施しようとするときは、第三項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

七 機構は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営については、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の事業主体(同条第十六号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)である関係地方公共団体と密接に連絡するものとする。
(都市計画の決定等の提案)
第十五条 第十一条第一項第六号の業務に係る市街地の整備改善に関し、都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体」とあるのは、「若しくはこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体又は独立行政法人都市再生機構」とする。

2 次の各号に掲げる業務の実施に關し、当該各号に定める都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法第二十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体」とあるのは「若しくはこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体又は独立行政法人都市再生機構」と、「前項に規定する土地の区域」とあるのは「前項に規定する土地の区域(独立行政法人都市再生機構にあつては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち独立行政法人都市再生機構法第十五条第二項各号に掲げる業務の実施に必要となる土地の区域)」と、「同項後段」とあるのは「前項後段」と、同条第三項中「次に掲げるところ」とあるのは「次の各号(独立行政法人都市再生機構法第十五条第二項の規定により読み替えて適用される前項の規定による独立行政法人都市再生機構の提案にあつては、第一号)に掲げるところ」とする。

一 第十三条第一項の規定による国土交通大臣の求め又は前条第一項から第三項までの規定による地方公共団体の要請に基づき行う第一号第一項第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務 当該業務の実施に必要な市街地再開発事業に關する都市計画その他の政令で定める都市計画

二 第十八条第一項に規定する特定公共施設工事に關する業務(同項に規定する特定公共施設の管理者の同意を得たものに限る。) 同項に規定する特定公共施設に係る都市施設に關する都市計画

(整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法)

第十六条 機構は、建築物の敷地の整備又は宅地の造成に係る業務(土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、委託に基づくものを除く。)の実施により整備した敷地又は造成した宅地(以下この条及び次条において「整備敷地等」という。)については、当該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に關する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物(賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあつては、当該整備敷地等に建設すべき賃貸住宅。以下この条において同じ。)に關する事項その他国土交通省令で定める事項に關する計画(以下この条において「譲渡等計画」という。)を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しなければならぬ。

一 譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に關する事項に適合する建築物を建設しようとする者であること。

二 前号に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

三 整備敷地等の譲渡の対価又は地代の支払能力がある者であること。

機構は、前項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考しなければならぬ。ただし、いったん公募したにもかかわらず、同項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合においては、次条第一項の規定による投資を受けて同項第三号に掲げる業務を行う事業を営む者に、当該整備敷地等を譲渡し、又は賃貸することができる。

2 機構は、第一項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸するときは、当該整備敷地等の土地の区域について、都市計画法第二十一条の二(前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による都市計画の決定又は変更の提案その他譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に關する事項に適合した建築物の建設の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投資)

第十七条 機構は、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受け、次に掲げる業務を行う事業に投資(融資を含む。)をすることができる。

一 第十一条第一項第三号から第五号まで、第九号若しくは二又は第十号の業務(同項第三号又は第四号の業務にあつては、市街地再開発事業又は土地区画整理事業に係るものに限る。)の実施により機構が建設した事務所、店舗等の用に供する施設の管理に關する業務

二 機構が管理する建築物の敷地若しくは宅地又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に關する業務

三 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物で政令で定めるものの建設又は管理に關する業務

2 前項第三号に掲げる業務を行う事業に対する投資は、当該整備敷地等について、前条第一項及び第二項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合に限り、することができる。

第三節 特定公共施設工事

(特定公共施設工事の施行)

第十八条 機構は、第十一条第一項第七号の業務又は公共の用に供する施設の整備に係る同条第二項第一号若しくは第二号の業務を行う場合に

において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成(市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じ国土交通省令で定める規模以上のものに限る。)と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設(以下「特定公共施設」という。)に係る当該各号に定める工事(以下「特定公共施設工事」という。)であるときは、当該特定公共施設の管理者(管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)の同意を得て、その管理者に代わつて当該特定公共施設工事を施行することができる。

一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。) 同法による当該道路の新設又は改築に關する工事

二 都市公園法の都市公園(同法第二条第一項第一号に該当するものに限る。) 同法による当該都市公園の新設又は改築に關する工事

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の公共下水道又は都市下水路 同法による当該公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に關する工事

四 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一級河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法第百条第一項に規定する準用河川(第二十一条において単に「準用河川」という。)を含む。) 同法による河川工事

機構は、前項の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、特定公共施設の管理者に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設(河川を除く。)の管理者が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、当該管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 機構は、第一項の規定により特定公共施設工事をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し

なければならない。

5 機構は、第一項の規定による特定公共施設工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(機構の意見の聴取)

第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止

四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業計画の変更

五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更

六 河川法第五条第六項(同法第百条において準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃止

(特定公共施設工事の廃止等)

第二十條 機構は、特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、特定公共施設工事を廃止してはならない。

2 第十八条第五項の規定は、機構が特定公共施設工事を廃止した場合について準用する。

3 機構が特定公共施設工事を廃止したときは、当該特定公共施設工事に要した費用の負担については、機構と特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

4 前項の協議が成立しないときは、機構又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。

5 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第三項の規定の適用については、機構と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

(特定公共施設及びその用に供する土地の権利の帰属)

第二十一条 第十八条第五項の規定による特定公共施設工事の完了の公告のあった特定公共施設及びその用に供する土地について機構が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川(準用河川を除く。)である場合には、国)に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第二十二條 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、特定公共施設の管理者が自ら当該特定公共施設工事を施行するものとみなす。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、機構に交付するものとする。

3 前項の場合には、機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

4 第一項の特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第二十三條 機構が第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わって行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができ、ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

第二十四條 第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってその権限を行う機構は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

第四節 賃貸住宅の管理等

(家賃の決定)

第二十五條 機構は、賃貸住宅(公営住宅の事業主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。)に新たに入居する者の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2 機構は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃の額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めなければならない。この場合において、変更後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないように定めなければならない。

3 前二項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法は、国土交通省令で定める。

4 機構は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。

(賃貸住宅の建替の実施等)

第二十六條 機構は、次に掲げる要件に該当する場合に、賃貸住宅の建替えをすることができ

一 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき賃貸住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

二 第十一条第一項第二号に規定する賃貸住宅を新たに建設する必要があること又は賃貸住宅

宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して当該地域に良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する必要があること。

2 機構は、賃貸住宅の建替えに関する計画について第十四条第六項の規定による意見聴取に基づき関係地方公共団体から申出があった場合においては、公営住宅又は社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。)その他の居住者の共同の福祉のために必要な施設の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じなければならない。

(仮住居の提供)

第二十七條 機構は、賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建替えに伴いその明渡しをするもの(以下「従前居住者」という。)に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

(新たに建設される賃貸住宅への入居)

第二十八條 機構は、従前居住者であつて、三十日を下らない範囲内で当該従前居住者ごとに機構の定める期間内に当該賃貸住宅の建替えにより新たに建設される賃貸住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該賃貸住宅に入居させなければならない。

2 機構は、前項の期間を定めたときは、当該従前居住者に対して、これを通知しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が新たに建設された賃貸住宅に入居すべき期間を定め、その期間内に当該賃貸住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。

4 機構は、正当な理由がないのに前項の通知に係る入居すべき期間内に当該賃貸住宅に入居しなかった者については、第一項の規定にかかわ

らず、当該賃貸住宅に入居させないことができる。

(公営住宅への入居)

第二十九条 機構は、賃貸住宅の建替えに併せて公営住宅が整備される場合において、従前居住者で公営住宅法第二十三条各号(同条に規定する老人等)にあつては、同条第二号及び第三号に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、当該公営住宅の事業主体は、機構が行う措置に協力するよう努めなければならない。

(説明会の開催等)

第三十条 機構は、賃貸住宅の建替えに関し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の協力が得られるように努めなければならない。

(移転料の支払)

第三十一条 機構は、従前居住者が賃貸住宅の建替えに伴い住居を移転した場合においては、当該従前居住者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(建替えに係る家賃の特例)

第三十二条 機構は、従前居住者を、賃貸住宅の建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は機構が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合において、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第二十五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額することができる。

第四章 財務及び会計

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十三条 機構における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充て

る場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のものの定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる)。

3 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第二項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び都市再生債券)

第三十四条 機構は、第十一条第一項第十一号を除く。並びに第二項第一号及び第二号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は都市再生債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の

独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第五章 雑則

(協議)

第三十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第五項又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 第三十三条第二項の承認をしようとするとき。

2 国土交通大臣は、第二十条第四項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第三十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

(他の法令の準用)

第三十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第四十条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第六章 罰則

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第三十八条並びに附則第三条、第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(機構の設立)

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(地域公団の権利及び義務の承継等)

第三条 機構の成立の時に現に地域振興整備公団(以下「地域公団」という。)が有する権利及び義務であつて次に掲げる業務(以下「旧地方都市開発整備等業務」という。)に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に必要事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構が承継する。

一 附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧地域公団法」という。)第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号ハに掲げる業務のうち同項第三号の規定による工場用地の造成と併せて行われるものを除く。)

二 次に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)

イ 附則第六十条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十二条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

ロ 附則第六十四条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の規定に

より読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

2 機構の成立の際現に地域公団が有する旧地方都市開発整備等業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に必要事項は、政令で定める。

4 機構の成立の時に現に地域公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、国土交通大臣が経済産業大臣と協議して定める。

5 第一項の承継計画書は、地域公団が、政令で定める基準に従つて作成し、国土交通大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金(政府から地域公団に對し出資されている出資金に相当する金額のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に對し附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市再生業務」という。)に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に必要事項は、政令で定める。

9 地域公団は、第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継した時に、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政府から地域公団に對して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

10 国土交通大臣は、第五項の認可をしようとするとき、又は前項の額を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

11 地域公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度の旧地方都市開発整備等業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

(都市公団の解散並びに権利及び義務の承継等)

第四条 都市公団は、機構の成立の時に現に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現に都市公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に必要事項は、政令で定める。

4 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業

年度は、都市公団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算完了の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

6 前項の場合においては、附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市公団法」という。)第九条第一項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの(政府からの出資に係るものにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額に限る。)は、それぞれ、政府及び当該地方公共団体から機構に對し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

都市公団の業務	
旧都市公団法附則第十一条第二項に規定するその他の業務	都市再生業務
旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務	附則第十三条第一項に規定する鉄道業務

8 前条第七項及び第八項の規定は、前項に規定する資産の価額について準用する。

9 都市公団が解散した場合は、旧都市公団法第六十三条第二項の規定にかかわらず、残余財産

の分配は、行わない。

10 第一項の規定により都市公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(借入金及び都市基盤整備債券等の利息等に係る交付金)

第五条 政府は、平成十六年度から平成二十一年度までの間において、機構に対して、都市公団が平成十四年度末までに借り入れた借入金(旧都市公団法附則第六条第一項の規定により都市公団が住宅・都市整備公団から承継した借入金を含む。以下この項において同じ。)及び発行した都市基盤整備債券等(旧都市公団法第五十五条第一項の都市基盤整備債券、同条第二項の都市基盤整備公団宅地債券及び旧都市公団法附則第十三条第一項の特別住宅債券並びに旧都市公団法附則第六条第一項の規定により都市公団が住宅・都市整備公団から承継した旧都市公団法附則第十七条による廃止前の住宅・都市整備公団法昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。)第五十五条第一項の住宅・都市整備債券及び同条第二項の特別住宅債券をいう。以下この項において同じ。)の利息並びに発行した都市基盤整備債券等に係る債券発行費及び債券発行差金償却(以下この項において「利息等」という。)で平成十三年及び平成十四年度に支払ったもの又は償却したもの(平成十三年及び平成十四年度に管理を開始した賃貸住宅の建設のために借り入れた借入金及び発行した都市基盤整備債券等の利息等で平成十二年以前に支払ったもの又は償却したものを含む。)に相当する金額のうち、政府が負担することが適当であるものとして政令で定める金額を交付するものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、国の財政状況を勘案しつつ、将来にわたる機構の業務運営の安定が損なわれることのないよう配慮しなければならない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 附則第三条第一項の規定により機構が地域公団の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されているすべての旧地域公団法第二十六条第一項の地域振興整備債券に係る債務については、機構及び地域公団が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、国が保有している当該地域振興整備債券に係る債務については、国が弁済の請求をする場合にあっては、この限りでない。

2 地域振興整備債券の債権者は、機構又は地域公団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第七条 附則第三条第一項又は第四条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一 旧地域公団法第二十六条第一項の長期借入金及び地域振興整備債券 旧地域公団法第二十六条の二の規定による保証契約

二 旧都市公団法第五十五条第一項の長期借入金及び都市基盤整備債券 旧都市公団法第五十六条の規定による保証契約

三 旧都市公団法附則第七條第一項の長期借入金及び住宅・都市整備債券 同項の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約

第八条 機構は、自ら建設した住宅又は造成した宅地(附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものを含む。)を譲渡する場合における譲受人の選定については、次の各号に掲げる債券を引き受けた者その相続人を含む。)であつて、当該住宅又は宅地の譲受けの申込みの際現にその一定割合以上を所有しているものに対し、当該各号に定める規定による特別の定め

の例により、特別の取扱いをするものとする。

一 旧住宅・都市整備公団法第五十五条第二項又は旧都市公団法附則第十三条第一項の一定の特別住宅債券 旧住宅・都市整備公団法第三十条第二項

二 旧都市公団法第五十五条第二項の規定により都市基盤整備公団が発行した一定の都市基盤整備公団宅地債券 旧都市公団法第三十四条第二項

第九条 附則第七條第二号及び第三号並びに前条各号に掲げる債券は、第三十四条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による都市再生債券とみなす。

(非課税)

第十条 附則第三条第一項及び第四条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(役員に関する特例)

第十一条 次条第一項に規定する業務及び附則第十三条第一項に規定する鉄道業務が完了するまでの間に限り、第六條第二項に定めるもののほか、機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(業務の特例)

第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業務(同条に規定する業務に該当するものを除く。)を行うことができる。

一 旧地域公団法第十九條の四第一項の規定により事業実施基本計画について国土交通大臣の認可を受けた業務(旧地域公団法第十九條第一項第一号の業務に該当するものに限り)を行うこと。

二 旧都市公団法第二十八條第一項に規定する業務のうち、この法律の施行前に開始されたもの(当該業務の実施のためにその用地を取得したものを含み、同項第六号の業務及びこれと併せて行う業務にあっては、国土交通大臣が指定するものに限り)及びこれと併せて

整備されるべき公共の用に供する施設の整備に係るものを行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

四 旧都市公団法附則第十條第一項に規定する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二條第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二條第一項」と、第十六條第一項中「宅地」とあるのは「宅地(地域公団又は都市公団が整備した敷地又は造成した宅地を含む。）」と、第十七條第一項第一号中「又は第十号」とあるのは「若しくは第十号」と、「に限り」とあるのは「に限り」。又は附則第十二條第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八條第一項第二号から第四号まで若しくは第九号の業務(同項第二号又は第三号の業務にあっては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るものに限り。）」と、「機構」とあるのは「機構又は都市公団」と、第十八條第一項中「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二條第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八條第一項第七号の業務」と、第三十三條第二項及び第四十二條第二号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び附則第十二條第一項」と、第三十四條第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二條第一項」と、附則第二十一條第一項中「政令で定めるものの整備」とあるのは「政令で定めるものの整備、旧地域公団法第十九條第一項第一号ハの公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備(委託により行うものを除く。）」及び旧都市公団法第二十八條第一項第七号の公共の用に供する施設(旧都市公団法第二十八條第一項第一号又は第二号の業務の実施と併せて整備されるものに限り。）」で政令で定めるものの整備」とする。

3 機構は、旧都市公団法第二十八條第一項第一号の規定による宅地の造成又は同項第二号の規

定による宅地の造成又は同項第二号の規

定による宅地の造成又は同項第二号の規

定による宅地の造成又は同項第二号の規

定による宅地の造成又は同項第二号の規

定による宅地の造成又は同項第二号の規

定による宅地の造成又は同項第二号の規

定による宅地の造成又は同項第二号の規

定による土地区画整理事業の施行のためにこの法律の施行前に取得した用地について、第一項第二号の業務（第十一条に規定する業務に該当するもの、造成した宅地の管理及び譲渡に関するもの並びに土地区画整理事業の施行に係るものを除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の認可の申請があつたときは、同項の計画に係る業務を行うことが同項の用地を早期に譲渡するために必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

6 前三項の規定は、第三項の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第十三条 機構は、当分の間、第十一条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務（以下この条及び次条において「鉄道業務」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、機構の経理については、「鉄道業務とその他の業務（以下この条において「都市再生業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道業務について鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項、第十六条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の処分をしやうとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、第三十三条第一項中「機構における」と

あるのは「機構の都市再生業務に係る勘定における」と、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは「通則法第四十四条第一項又は第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。）」と、「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項と、第三十四条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十三条第一項」と、第四十二条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」とする。

5 機構は、鉄道業務を終えた場合において、その際鉄道業務に係る勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体（その出資金を鉄道業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。）に納付しなければならない。

6 機構は、前項の規定により国庫及び地方公共団体に納付をしたとき、又は同項に規定する資産の価額が同項に規定する負債の金額を下回る場合において鉄道業務を終えたときは、遅滞なく、鉄道業務に係る勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させるものとする。

7 前項の規定による鉄道業務に係る勘定の廃止の時にあっては、附則第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から機構に対し鉄道業務に充てるべきものとして出資されたものとされた額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十四条 機構は、第十一条及び附則第十二条第一項に規定する業務並びに鉄道業務のほか、当分の間、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、条約その他の国際約束に基づき技術研修

その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する賃貸住宅及び当該賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の建設増改築を含む。）管理及び譲渡を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第四十二条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十四条第一項」とする。

第十条第一項及び第二項中「国土交通大臣及び」を削る。

第十二条第一項中「国土交通大臣及び」を削り、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十三条及び第十四条ただし書中「国土交通大臣及び」を削る。

第十九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同条を同項第三号とし、同条第二項第一号中「宅地」を「工場用地」に改め、同項第二号中「前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備及び」を削り、同項第三号中「並びに前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備」を削り、同条第三項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第四項を削る。

第十九条の二を削る。

第十九条の三第一項中「第十九条第一項第一号、第三号及び第四号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十九条の二とする。

第十九条の四を削る。

第十九条の五中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「宅地」を「工場用地」に改め、同条を第十九条の三とする。

第二十条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「主務省令」を「経済産業省令」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第二十一条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「主務省令」を「経済

産業省令」に改める。

第二十三条中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十四条第一項及び第二項中「国土交通大臣及び」を削り、同条第三項中「国土交通大臣及び」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第一項中「工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額」を「のうち政令で定める基準により計算した額」に改め、同条第三項中「工業再配置業務に係る勘定において」を削る。

第二十六条第一項、第二項ただし書及び第六項、第二十六条の三、第二十七条第一号並びに第二十八条中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十九条「見出しを含む。」中「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第三十条及び第三十一条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第三十二条の二及び第三十二条の三を削る。

第三十三条中「国土交通大臣及び経済産業大臣、国土交通大臣又は主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第一号中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「の主務省令」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十三条の二を削る。

第三十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改める。

附則第九条を次のように改める。

附則第九 削除

附則第十一条中、第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び附則第十一条第一項から第三項までの

業務」とを削る。

（地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 この法律の施行前に旧地域公団法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（都市基盤整備公団法の廃止）

第十八条 都市基盤整備公団法は、廃止する。

（都市基盤整備公団法の廃止に伴う経過措置）

第十九条 この法律の施行前に旧都市公団法第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、旧都市公団法附則第十八条又は第三十五条第一項の規定により旧都市公団法又は旧都市公団法附則第二十九条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。は、通則法、この法律又は附則第三十条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十条 旧住宅・都市整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅公団又は旧住宅・都市整備公団法附則第七条第一項の規定により解散した宅地開発公団の役員又は職員であつた者に対する旧都市公団法附則第二十条の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧都市公団法附則第二十条第六項中「都市基盤整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

（国の無利子貸付け）

第二十一条 国は、当分の間、機構に対し、第十条第一項第七号の公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本

整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（道路法等による国の無利子貸付けの特例等）

第二十二條 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用については、次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

一 道路法附則第五項

二 道路法附則第九項及び第十項

三 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）附則第二項、第五項及び第六項

四 都市公団法附則第十項、第十三項及び第十四項

五 下水道法附則第五條第一項、第四項及び第五項

六 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで

2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公団法附則第十項、下水道法附則第五條第一項又は河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払

の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者が第二項の規定による支払をする場合には、第二十二條第四項及び第五項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第二十三條 この法律の施行前にした行為並びに附則第三條第十一項及び第四條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四條 附則第二条から第十五条まで、第十七条及び第十九条から前条までに規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第二十五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の項第一号並びに第二号イ及びロ中「公団等」を「機構等」に改め、同表首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の項中「及び第二十六條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）」を削り、同表新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）の項第二号及び第三号中、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削り、同表近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四十五号）の項中「及び第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）」を削り、同表流通業

務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)の項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「機構」に改め、同表都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改め、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第一号を削り、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第二号中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第一号とし、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第三号を同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第二号とし、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第四号を削り、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第五号中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同表新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の項第三号とし、同表大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項第一号及び第二号中「公団」を「機構」に改める。

(昭和三十三年法律第九十八号)の項及び同表近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)の項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 機構が附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二項第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の地方自治法別表第一新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同表新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の項中「この法律」とあるのは「独立行政法人都市再生機構法附則第四十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第三十九条の規定による改正前の新住宅市街地開発法」と、同表新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第一条第八項の造成工場敷地について同法第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務及びこの法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)第二条第六項の造成工場敷地について同法第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、それぞれ、前条の規定による改正前の地方自治法別表第一首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律

(土地区画整理法の一部改正)
第三十条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の五」を「第三条の四」に、「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第三条第一項ただし書中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第三条の二の見出し及び同条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「都市基盤整備公団の行う」を削り、「供給が必要な賃貸住宅の建設」を「その供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備」に改める。

第三条の三を削り、第三条の四を第三条の三とし、第三条の五を第三条の四とする。

第六条第六項中「高度利用地区の区域」の下に「都市再生特別地区の区域」を加える。

第二十五条の二中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(公職選挙法の一部改正)
第二十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「首都高速道路公団」を「又は首都高速道路公団」に改め、「又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

(公営住宅法の一部改正)
第二十八条 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(土地収用法の一部改正)
第二十九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

「第五節 都市基盤整備公団等」を「第五節 独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第七十一条の二第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「公団等」と総称するを「機構等」というに、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改め、同条第二項中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改め、同条第三項中「公団等」を「機構等」に改める。

第七十一条の五中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に、「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に改める。

第七十二条第一項中「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に、「公団総裁等」と総称するを「機構理事長等」というに、「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三号の二又は第三号の三」に改める。

第七十三条第一項中「公団等」を「機構等」に改め、同条第四項中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改める。

第七十四条中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改める。

第七十五条中「第百二十三条」を「第百二十三条第一項」に、「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改める。

第七十六条第一項第四号中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改める。

第七十七条第三項中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改める。

第七十八条第三項中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改める。

第七十九条第一項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三号の二又は第三号の三」に改める。

第八十五条第五項中「第八十五条の三第四項の下に」「第八十五条の四第五項を加える。

第八十六条第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第八十八条第六項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項及び第二項、第九十五条第七項並びに第九十六条第二項及び第三項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三号の二又は第三号の三」に改める。

第九十七條第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第九十八條第三項中「又は第三條の二から第三條の四まで」を、「第三條の二又は第三條の三」に改める。

第一百零三條第三項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百零八條第一項、第一百零九條第一項、第一百十條第三項から第五項まで及び第八項並びに第一百零八條第一項中「又は第三條の二から第三條の四まで」を、「第三條の二又は第三條の三」に改める。

第一百十九條の二第一項中「公団等」を「機構等」に、「から第三條の四まで」を「又は第三條の三」に改め、同条第二項中「公団等」を「機構等」に改める。

第二百二十三條に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構（第三條の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十六條において同じ。）に対し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第二百二十六條の見出しを（是正の要求）に改め、同条中「又は市町村」を、「市町村又は独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二百二十七條の二第一項並びに第三百三十六條の四第一項第一号並びに第二号イ及びロ中「公団等」を「機構等」に改める。

第四百四十四條第五号中「のいずれかに該当する」を「規定する」に改める。

附則第二項中「公団等」を「機構等」に、「から第三條の四まで」を「又は第三條の三」に改める。

附則第八項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附則第九項中「公団等」を「機構等」に改める。
附則第十五項及び第十六項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め

る。
（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
第三十一條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「都市基盤整備公団」を削る。

（都市公園法の一部改正）
第三十二條 都市公園法の一部を次のように改正する。

第五條第三項を削り、第四項を第三項とする。
第十八條の二中「第四項」を「第三項」に改める。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）
第三十三條 機構が附則第十二條第一項の規定により設置し、又は管理する公園施設については、前条の規定による改正前の都市公園法第五條第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第二十八條第一項第一号とあるのは、独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第一項第二号と、都市基盤整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）
第三十四條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條及び第十八條第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第十八條の二第一項及び第二項中「である地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第四項中「である、又は施行者であつた地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）」を「又は施行者であつた者」に改

める。
第十九條第一項中「（施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。）」を削る。

第二十條第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者に改め、同条第二項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者が」、「行なう」を「行う」に改める。

第二十條の二第二項中「地方公共団体等」を「施行者」に改め、同条第三項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者に改め、同条第四項中「地方公共団体等」を「施行者又は施行者であつた者」に改める。

第二十條の三第一項、第二十一條、第二十三條及び第二十四條中「地方公共団体等」を「施行者であつた者に改める。

第二十五條第一項中「地方公共団体等の長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に関しては、国土交通大臣」を「施行者であつた者の長」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第二十六條第一項及び第三項並びに第二十七條の二第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。
第二十八條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」に対しては造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消し、地方公共団体に対しては「施行者であつた者に対し、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「地方公共団体」を「施行者であつた者」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十九條第二項中「地方公共団体若しくはその長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長」に改める。

第三十條中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第三十二條中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第三十五條の三第一項中「及び第二十六條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）」を削る。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三十五條 機構が附則第十二條第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二條第七項の造成敷地等及び同条第八項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（第三十五條の三第一項を除く。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十八條の二第四項及び第二十九條第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは、「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十八條第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二條第八項の造成工場敷地について同法第二十六條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第三十五條の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
（住宅地区改良法の一部改正）
第三十六條 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第七項中「都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）の規定による住宅」を削る。

号に改め、「業務」の下に「委託に基づき行うものを除く。」を加え、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二条第一項中「第七項を「第六項」に改め、同条第二項中「第六項又は第八項を「又は第七項」に改め、同条第三項中「第七項を「第六項」に改め、同条第八項中「第六項又は第八項を「又は第七項」に改め、「又は第六項を削り、同条第八項を「同条第七項」に改め、同条第九項中「前条第八項を「前条第七項」に改める。

附則第三項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 国は、当分の間、機構に対し、機構が附則第十二条第一項の規定により行う旧地域公団法第十九条第一項第一号に掲げる業務並びに旧都市公団法第二十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。この場合において、都市開発資金の貸付けに関する法律第二條第二項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は独立行政法人都市再生機構法(以下「機構法」という。附則第四十四條第一項と、同条第八項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は機構法附則第四十四條第一項と、同条第五項とあるのは「同条第五項又は機構法附則第四十四條第一項」とする。

2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)第一条に規定する特別会計の経理については、同条中「に対する貸付けに関する」とあるのは、「に対する貸付け並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四十四條第一項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに関する」とする。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)
第四十五条 都市開発資金融通特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「地域振興整備公団に対する貸付け、同条第七項の規定による」を削り、「同条第八項を「同条第七項」に改める。
(住宅建設計画法の一部改正)

第四十六条 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第四十七条 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。に改める。

第二十六条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に、同条第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は機構」に改める。

第三十条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に改める。

第四十三条中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「及び機構」に改める。

第四十四条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に、「それぞれそれらの者」を「機構」に、「又はそれらの者」を「又は機構」に改める。

第四十八条の三第一項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「機構」に改める。

(都市再生開発法の一部改正)

第四十八条 都市再生開発法の一部を次のように改正する。
目次中「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第二条の二第五項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第二号中「都市基盤整備公団が行う」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第七條の二第四項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「これらの公団又は公社」を「これらの者」に改める。

「第三節 都市基盤整備公団等」を「第三節 独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第五十八條第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第八項を「第七項」に、「公団等」を「機構等」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「公団等」を「機構等」に改める。

第五十八條の二中「公団等」を「機構等」に改める。

第五十九條第一項中「公団等」を「機構等」に改め、同条第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「都市基盤整備公団総裁」と、地域振興整備公団に置かれるものについては「地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に改める。

第六十條第二項第五号及び第六十九條第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第七十二條第一項中「公団等」を「機構等」に、「第二條の二第八項」を「第二條の二第七項」に改める。

第九十九條の三第一項中「都市基盤整備公団」を削り、同条第三項中「公団等」を「機構等」に改める。

第六十六條第三項及び第四項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百二十二條中「第百二十四條第二項」を「第百二十四條第三項」に改める。

第一百十八條の二第一項第三号及び第百十八條の六第一項中「公団等」を「機構等」に改める。
第百十八條の三十第一項中「第百二十四條第

二項」を「第百二十四條第三項」に改める。
第百二十條第一項及び第二項中「公団等」を「機構等」に改める。
第百二十四條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第二條の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第百二十六條第一項及び第三項において同じ。)に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができ

る。
第百二十六條の見出しを「(是正の要求)」に改め、同条第一項中「都道府県に」を「都道府県又は独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第三項中「又は市町村」を「市町村又は独立行政法人都市再生機構」に改める。

第百二十八條第一項、第百三十三條第一項並びに第百三十九條の三第一項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改める。

第百四十三條の二「二」に「を」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「第百二十四條第二項」を「第百二十四條第三項」に改める。

第百四十四條中「二」に「を」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「第百二十四條第二項」を「第百二十四條第三項」に改める。

第百四十四條の二第二号中「第百二十四條第二項」を「第百二十四條第三項」に改める。

附則第五條第二項中「公団等」を「機構等」に改め、同条第三項、第六項及び第七項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)

第四十九條 筑波研究学園都市建設法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第九條から第十一條までの規定中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。
(勤労者財産形成促進法の一部改正)

る。

第十部 国土交通委員会會議録第十八号 平成

国土交通委員会會議録第十八号 平成十五年六月五日 【参議院】

二九

區を削り、同号を同項第三号とする。

2 国土交通大臣は、機構に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、

第十四条の十三の見出し中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同

条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「公団」を「都市再生機構」に、「都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）」を「独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号）」に、「公団法」という。

第二十八條第一項第一号又は第二号及び第三十二條を「都市再生機構法」という。第十一條第一項第一号から第三号まで及び第十六條（第二項ただし書を除く。）に改め、同条第三項中「公団法第二十八條第一項第九号ロ」を「都市再生機構法第二十一條第一項第九号」に、「公団法第三十二條」を「都市再生機構法第十六條（第二項ただし書を除く。）」に、「同条第一項第一号」を同条第一項中「建設すべき賃貸住宅」とあるのは「において施行すべき賃貸住宅の建設を行う民間都市開発事業」と、同項第一号に改め、同条第四項中「公団法第三十二條第一項」を「都市再生機構法第十六條第一項」に改め、同条第五項中「公団」は、公団法第三十二條第二項を「都市再生機構」は、都市再生機構法第十六條第二項本文に改め、同条第六項及び第七項中「公団」を「都市再生機構」に改める。

（関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正）
第五十六條 関西文化学術研究都市建設促進法の第一項を次のように改正する。

第五條第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正）
第五十七條 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十号中「又は都市基盤整備公団第二十一條において「公団」という。」を削る。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除
（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正）

第五十八條 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「から第五号まで」を削り、同項第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第十六條第二項中「第百二十三條」を「第百二十三條第一項、第百二十四條」に改める。

（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第五十九條 機構が附則第十二條第一項の規定により施行する大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十三條の規定による改正前の大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十三條第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げるもの又は当該宅地の所有者である独立行政法人都市再生機構」と、「第三号から第五号までに掲げる者」とあるのは、「第五号に掲げる者又は独立行政法人都市再生機構」とする。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）
第六十條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）」に改める。

第二十五條第三項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に改める。

第二十七條第四項中「又は第三條の二から第三條の四まで」を、「第三條の二又は第三條の三」に、「第三條の二又は第三條の三」を「又は第三條の三」に改める。

第三條の二に改める。

第二十八條第一項中、「第三條の二又は第三條の三」を「又は第三條の二」に改め、同条第二項中「又は第三條の二から第三條の四まで」を「第三條の二又は第三條の三」に、「第三條の二又は第三條の三」を「又は第三條の二」に改める。

第四十條第一項を削り、同条第二項中「公団は、前項の業務を「地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、地域振興整備公団法（昭和三十一年法律第九十五号。以下「公団法」という。）第十九條第一項及び第二項に規定する業務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の業務のほか、前二項を「前項の業務のほか、同項」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「第一條に規定する整備及び」を削り、同項第五号中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「並びに」を「及び」に改め、「第一條に規定する整備及び」を削り、同項を同項第四号とし、同項を同条第二項とする。

（公団法の特例）
第四十一條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十條第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十條第二項に規定する業務」と、公団法第十九條の二第二項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十條第一項第一号の業務」と、公団法

第二十條第一項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十條第一項第二号の業務」と、同条第二項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十條第一項第二号の業務」と、公団法第三十六條第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十條」とする。

第四十二條から第四十五條まで 削除
（被災市街地復興特別措置法の一部改正）
第六十一條 被災市街地復興特別措置法の一部を次のように改正する。

第二條第五号中、「都市基盤整備公団」を削る。

第六條第三項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第五項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「機構」に改める。

第十五條第一項及び第十七條第一項中「又は第三條の二から第三條の四まで」を、「第三條の二又は第三條の三」に改める。

第二十二條の見出しを「（独立行政法人都市再生機構法の特例）」に改め、同条第一項中「都市基盤整備公団（以下この条において「公団」という。）は、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）を機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号）に、「公団法」という。第二十八條を「機構法」という。第十一條第一項に改め、同条第二項中「公団が、公団法第二十八條第一項第七号」を機構が、機構法第二十八條第一項第七号に、「公団法第三十七條第一項各号に掲げる」を機構法第三十八條第

一項各号に定めるに、「公団法第三十七條第二項から第五項まで及び第三十八條から第四十二條まで」を「機構法第十八條第二項から第五項まで及び第十九條から第二十四條まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三十七條第二項中「第二十條第四項」とあるのは、「第二十條第四項（被災市街地復興特別措置法第二十二條第二項後段において準用する場合を含む。）とする。（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）」

第六十二條 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

（公団法の特例）

第十二條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（以下「特定産業集積活性化法」という。）第十一條第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は特定産業集積活性化法第十一條第二項に規定する業務」と、公団法第十九條の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務及び特定産業集積活性化法第三十一條第一項第一号の業務」と、公団法第三十六條第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに特定産業集積活性化法第十一條」とする。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第六十三條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「都市基盤整備公団の業務の特例」を「独立行政法人都市再生機構の行う業務」に改め

る。

「第三節 都市基盤整備公団の業務の特例」を「第三節 独立行政法人都市再生機構の行う業務」に改める。

第三十一條の見出しを削り、同条第一項中

「都市基盤整備公団は、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）を「独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号）に、「公団法」という。

第二十八條を「機構法」という。第十一條第一項に、「公団法第二十八條第三項各号」を「機構法第十一條第三項各号」に改め、同条第二項を削る。

第四十六條第四項中「第百二十三條」を「第百二十三條第一項」に改める。

第四十七條第四項中「第百二十四條及び」を「第百二十四條第一項及び第三項並びに」に改める。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第六十四條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「又は第三條の二から第三條の四まで」を「第三條の二又は第三條の三」に改める。

第八條第一項を削り、同条第二項中「公団は、前項の業務」を「地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。）第十九條第一項及び第二項に規定する業務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の業務のほか、前二項を「前項の業務のほか、同項」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「市街地の整備改善並びに」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、「市街地の整備改

善並びに」を削り、同号を同項第四号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第九條を次のように改める。

（公団法の特例）

第九條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第八條第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第二項の業務」と、公団法第十九條の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号及び第二号の業務」と、公団法第二十條第一項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号の業務」と、公団法第三十三條第一号中「又は第二十六條の三」とあるのは「若しくは第二十六條の三又は中心市街地整備改善活性化法第八條第三項」と、公団法第三十六條第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び中心市街地整備改善活性化法第八條第三項の規定」と、同条第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第一項及び第二項」とする。

（新事業創出促進法の一部改正）

第六十五條 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第二号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「（市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附随して造成される工場用地で公団法第二十四條の二第一号の主務省令で定めるものに関するものを除く。）」を削り、「第四十條第二項」を「第四十條第一項」に改める。

第二十七條を次のように改める。

（公団法の特例）

第二十七條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法第二十六條第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は新事業創出促進法第二十六條第二項に規定する業務」と、公団法第十九條の二第一項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務並びに新事業創出促進法第二十六條第一項第一号、第三号及び第四号の業務」と、公団法第二十條第一項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務又は新事業創出促進法第二十六條第一項第四号の業務」と、同条第二項中「第十九條第一項第一号の業務」とあるのは「第十九條第一項第一号の業務及び新事業創出促進法第二十六條第一項第一号の業務」と、公団法第三十三條第一号中「又は第二十六條の三」とあるのは「若しくは第二十六條の三又は新事業創出促進法第二十六條第三項」と、公団法第三十六條第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び新事業創出促進法第二十六條第三項の規定」と、同条第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに新事業創出促進法第二十六條第一項及び第二項」とする。

附則第十二條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するこ

ととされた旧特定事業集積促進法第七条第一項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお効力を有する旧特定事業集積促進法」という。）第七条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号の業務」とする。 （良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正） 第六十六条 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（平成十一年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。 第三条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。 （高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正） 第六十七条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。 第十三条第一項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「第三条の二又は第三条の三」に改める。 （高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正） 第六十八条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。 第三十条第一項中「都市基盤整備公団（以下「公団」を「独立行政法人都市再生機構（以下「機	構」に改める。 第五十条見出しを含む）、第五十一条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項中「公団」を「機構」に改める。 第五十三条の見出し中「公団」を「機構」に改め、同条第一項中「公団」を「機構」に改め、同項第五号中「都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十三条及び第三十四条を法律第七十六号）第三十三号及び第三十四号を「独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二十五号）に改め、同条第二項中「公団」を「機構」に改める。 第五十四条及び第五十六条中「公団」を「機構」に改める。 （独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正） 第六十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。 別表第一都市基盤整備公団の項を削る。 （都市再生特別措置法の一部改正） 第七十条 都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。 第三十条第一項中「第一条第八項」を「第一条第七項」に改める。 （所得税法の一部改正） 第七十一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。 別表第一第一号の表都市基盤整備公団の項を削る。 （法人税法の一部改正） 第七十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。 別表第一第一号の表都市基盤整備公団の項を削る。 （印紙税法の一部改正） 第七十三条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。 別表第二都市基盤整備公団の項を削る。 （登録免許税法の一部改正）	第七十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。 別表第二都市基盤整備公団の項を削る。 （消費税法の一部改正） 第七十五条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。 別表第三第一号の表都市基盤整備公団の項を削る。 （国土交通省設置法の一部改正） 第七十六条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。 第四条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、第七十五号の二を第七十五号とする。 第三十一条第一項第一号中「第三十八号、第四十号、第四十一号及び第五十三号」を「第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号」に改め、同項第二号中「第四十五号、第四十六号、第四十七号（自動車車庫に係るものを除く）、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号（基準の設定に係るものを除く）、第七十一号、第七十二号」を「第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く）、第七十号、第七十一号」に改め、同項第四号中「第四条第五十七号」を「第四条第五十六号」に改める。	第三十五号第一項中「第四十七号」を「第四十六号」に、「第七十三号から第七十五号まで、第七十五号の二」を「第七十二号から第七十四号まで、第七十五号」に改める。
--	--	---	---